

## 長野県附属機関条例

令和2年3月19日  
条例第3号改正 令和3年3月25日条例第3号  
長野県附属機関条例をここに公布します。

## 長野県附属機関条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例で定めるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定により、執行機関の附属機関の設置並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び担当事務)

第2条 執行機関の附属機関として、別表の第1欄に掲げる機関を置き、その担任する事務は、同表の第2欄に掲げるとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、執行機関は、災害、事故その他臨時又は緊急に生じた行政課題への対処に当たり技術的及び専門的事項に関し審議、調査等を行う必要がある場合には、当該執行機関の定めるところにより、1年を超えない範囲内の期間に限り、附属機関を置くことができる。この場合において、当該附属機関に関し必要な事項は、この条例の規定に準じて、執行機関の規則で定める。

(組織)

第3条 附属機関は、別表の第3欄に掲げる者のうちから執行機関が任命する委員により構成し、同表の第4欄に掲げる人数で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、別表の第5欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 附属機関に会長又は委員長（以下この条及び次条第1項において「会長等」という。）を置き、委員が互選する。この場合において、長野県職業能力開発審議会、長野県労働問題審議会及び長野県都市計画審議会にあっては、学識経験者である委員のうちから選挙する。

2 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 会長等に事故があるときは、あらかじめ会長等が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長等が招集し、会長等が議長となる。

2 附属機関は、委員及び議事に関係のある専門委員その他の臨時の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる附属機関は、同表の右欄に掲げる人数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

左欄	右欄
感染症診査協議会	感染症指定医療機関の医師である委員又は感染症の患者の医療に関する学識経験者である委員2人以上及び医療に関する学識経験者以外の学識経験者である委員1人以上
長野県労働問題審議会	労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び学識経験者である委員各2人以上
長野県総合評価技術委員会	委員2人以上
長野県都市計画審議会	委員及び議事に関係のある専門委員その他の臨時の委員の半数以上
長野県開発審査会	会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者）のほか、委員の過半数

- 4 附属機関の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員その他の臨時の委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項の規定にかかわらず、長野県土地利用審査会の議事のうち、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第12条の規定による規制区域の指定若しくは指定の解除又はその区域の減少に係る確認にあっては、委員総数の過半数で決する。

（部会）

第7条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

（専門委員）

第8条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員（次条において「専門委員等」という。）を置くことができる。

（幹事）

第9条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、幹事その他の委員及び専門委員等を補佐する職を置くことができる。

（補則）

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関を設置した執行機関が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
（長野県水防協議会条例等の廃止）
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
  - （1）長野県水防協議会条例（昭和24年長野県条例第45号）
  - （2）長野県青少年問題協議会条例（昭和28年長野県条例第46号）
  - （3）長野県労働問題審議会条例（昭和31年長野県条例第64号）
  - （4）長野県中小企業振興審議会条例（昭和31年長野県条例第65号）
  - （5）長野県職業能力開発審議会条例（昭和34年長野県条例第3号）
  - （6）長野県観光振興審議会条例（昭和34年長野県条例第35号）
  - （7）長野県地方薬事審議会条例（昭和37年長野県条例第13号）
  - （8）長野県スポーツ推進審議会条例（昭和37年長野県条例第21号）
  - （9）長野県固定資産評価審議会条例（昭和37年長野県条例第40号）
  - （10）長野県行政機構審議会条例（昭和39年長野県条例第92号）
  - （11）長野県特別職報酬等審議会条例（昭和39年長野県条例第93号）
  - （12）長野県地方精神保健福祉審議会条例（昭和40年長野県条例第47号）
  - （13）長野県総合計画審議会条例（昭和42年長野県条例第30号）
  - （14）長野県都市計画審議会条例（昭和44年長野県条例第22号）
  - （15）長野県住宅審議会条例（昭和44年長野県条例第23号）
  - （16）長野県開発審査会条例（昭和45年長野県条例第18号）
  - （17）長野県障がい者施策推進協議会条例（昭和46年長野県条例第29号）
  - （18）長野県土地利用審査会条例（昭和49年長野県条例第28号）
  - （19）長野県生涯学習審議会条例（平成3年長野県条例第7号）
  - （20）感染症診査協議会条例（平成11年長野県条例第12号）
  - （21）長野県生活衛生適正化審議会条例（平成11年長野県条例第50号）
  - （22）長野県国民保護協議会条例（平成17年長野県条例第5号）
  - （23）長野県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成18年長野県条例第10号）
  - （24）長野県人権政策審議会条例（平成19年長野県条例第34号）
  - （25）地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会条例（平成21年長野県条例第17号）
  - （26）長野県障害児通所給付費等不服審査会条例（平成24年長野県条例第15号）
  - （27）長野県幼保連携型認定こども園審議会条例（平成26年長野県条例第46号）
  - （28）公立大学法人長野県立大学評価委員会条例（平成29年長野県条例第37号）

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の同項に掲げる条例及び附則第6項の規定による改正前の長野県建築基準条例（昭和46年長野県条例第40号）の規定に基づき置かれている附属機関（次項において「従前の附属機関」という。）は、この条例の規定に基づく相当の附属機関となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この条例の施行の際現に任命されている従前の附属機関の委員その他の構成員は、この条例の規定に基づき任命されたものとみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、その者の従前の附属機関の委員その他の構成員としての残任期間と同一の期間とする。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

5 特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(長野県建築基準条例の一部改正)

6 長野県建築基準条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（令和3年3月25日条例第3号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に長野県固定資産評価審議会の委員である者の任期については、なお従前の例による。

(別表)（第2条、第3条、第4条関係）

1 知事の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員の定数	委員の任期
長野県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第37条の規定による国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及び知事に対する意見の申述並びに国民の保護に関する計画の作成等に係る答申に関すること。	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第38条第4項に掲げる者	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第38条第4項第5号から第8号までに掲げる者をもって充てる委員の定数は40人以内とする。	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第38条第5項に規定する年数
長野県総合計画審議会	県の発展に関する将来構想及びこれに即する計画に関する重要事項の調査審議、国土利用計画法第38条に規定する事項に係る調査審議、国土調査法（昭和26年法律第180号）第15条に規定する事項に係る調査審議並びに土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の7に規定する事項に係る調	学識経験者	15人以内	2年

	査審議に関すること。			
長野県土地利用審査会	国土利用計画法第39条の規定による規制区域の指定、解除等についての確認、土地に関する権利の移転等の許可についての審査請求に対する裁決等に関すること。	国土利用計画法第39条第4項に規定する者	国土利用計画法第39条第3項に規定する数以上	2年
長野県固定資産評価審議会	地方税法（昭和25年法律第226号）第401条の2の規定による固定資産評価基準の細目及び同法第419条第1項の勧告その他固定資産の評価に関する事項で知事がその意見を求めたものについての調査審議に関すること。	地方税法第401条の2第4項に規定する者	12人以内	3年
長野県行政機構審議会	行政機構の合理化に関する重要事項の調査審議に関すること。	学識経験者	15人以内	1年
長野県特別職報酬等審議会	県議会議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額及び退職手当の支給基準の審議に関すること。	学識経験者及び県民	10人以内	諮問に係る審議が終了するまでの期間
長野県人権政策審議会	人権政策に関する重要事項の調査審議及び知事に対する意見の申述に関すること。	学識経験者	10人以内	2年
長野県青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第2条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項の調査審議、当該総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整等に関すること。	学識経験者	15人以内	2年
長野県発達障がい者支援対策協議会	発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第19条の2第1項に規定する発達障害者の支援の体制の整備に関する事項の調査審議に関すること。	発達障害者支援法第19条の2第1項に規定する者	17人以内	3年

	ること。			
長野県幼保連携型認定こども園審議会	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定による同法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議に関すること。	学識経験者、子どもの保護者、子どもの教育又は保育に関する事業に従事する者及び市町村の職員	9人以内	2年
公立大学法人長野県立大学評価委員会	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第2項の規定による意見の申述、公立大学法人長野県立大学の業務の実績の評価その他の同法の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関すること。	学識経験者	5人以内	2年
地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会	地方独立行政法人法第11条第2項の規定による意見の申述並びに地方独立行政法人長野県立病院機構の中期計画の認可及び業務の実績の評価に係る意見の申述その他知事が必要と認める事項の処理に関すること。	学識経験者	7人以内	2年
長野県地域医療対策協議会	医療法（昭和23年法律第205号）第30条の23第1項に規定する医師の確保及び地域医療の充実に関する事項の調査審議に関すること。	医療法第30条の23第1項に規定する者	21人以内	2年
感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第24条の規定による感染症患者の就業制限の通知、入院の勧告、入院の期間の延長及び医療費の負担に関する必要な事項の審議並びに知事の報告に関する意見の陳	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第5項に規定する者	9人以内	2年

	述に関する事			
長野県地方精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第9条の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議及び意見の具申に関する事	学識経験者、精神障害者の医療に関する事業に従事する者及び精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者	15人以内	3年
長野県がん登録事業推進委員会	がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）の規定に基づくがん登録に係る事業の推進及びがん登録情報の利用又は提供に関する事項の調査審議に関する事	がんに関する学識経験者、個人情報保護に関する学識経験者、がんに係る医療を受ける立場にある者及び関係行政機関の職員	10人以内	2年
長野県障がい者施策推進協議会	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条の規定による障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査審議及びその施策の実施状況の監視並びにその施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議に関する事	学識経験者、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び関係行政機関の職員	15人以内	2年
長野県障害者介護給付費等不服審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第98条第1項の規定により知事を取り扱わせた審査請求の事件の審査に関する事	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第98条第3項に規定する者	10人以内。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第48条第1項に規定する合議体を構成する委員の定数は5人とする。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第99条第1項に規定する年数
長野県障害児通所給付費等不服審査会	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の5の5第2項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための	児童福祉法第56条の5の5第2項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた	10人以内。ただし、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第44条の5第1項に規定する合議体を構成する	児童福祉法第56条の5の5第2項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた

	法律第98条第1項の規定により知事が取り扱われた審査請求の事件の審査に関すること。	の法律第98条第3項に規定する者	委員の定数は5人とする。	の法律第99条第1項に規定する年数
長野県自立支援協議会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する障害者等への支援の体制の整備に関する事項の調査審議に関すること。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する者	35人以内	2年
長野県生活衛生適正化審議会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第58条の規定による同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関すること。	学識経験者、生活衛生関係営業者の意見を代表する者及び利用者又は消費者の意見を代表する者	12人以内。ただし、生活衛生関係営業者の意見を代表する委員及び利用者又は消費者の意見を代表する委員の数は同数とする。	2年
長野県地方薬事審議会	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第3条第1項の規定による薬事に関する重要事項の調査審議に関すること。	学識経験者、薬事関係者及び利用者又は消費者	15人以内	2年
長野県中小企業振興審議会	中小企業の振興対策に関する事項その他の中小企業の振興に関する重要事項の調査審議に関すること。	商工業者、金融機関の代表者及び学識経験者	15人以内	2年
長野県職業能力開発審議会	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第91条第1項の規定による職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項の調査審議に関すること。	関係労働者を代表する者、関係事業主を代表する者、学識経験者及び関係行政機関の職員	15人以内。ただし、関係労働者を代表する委員及び関係事業主を代表する委員の数は同数とする。	2年
長野県労働問題審議会	労使関係、労働福祉、労働経済、労働教育等に関する重要事項の調査審議に関すること。	労働者を代表する者、使用者を代表する者及び学識経験者	15人。ただし、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び学識経験者である委員の数は各5人とす	2年

			る。	
長野県観光振興審議会	観光の振興計画の策定及び実施に関する事項の調査審議に関すること。	学識経験者	15人以内	2年
長野県公共事業評価監視委員会	公共事業の評価に関する事項の調査審議に関すること。	学識経験者	15人以内	2年
長野県総合評価技術委員会	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札の方法により発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の落札者の決定に関する事項の調査審議に関すること。	学識経験者	6人以内	2年
長野県水防協議会	水防法（昭和24年法律第193号）第8条の規定による水防計画その他水防に関する重要事項の調査審議及び関係機関に対する意見の陳述に関すること。	水防法第8条第4項に規定する者	—	関係行政機関の職員である委員はその職にある期間とし、その他の委員は2年とする。
長野県都市計画審議会	都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の規定による同法の規定によりその権限に属させられた事項及び都市計画に関する事項の調査審議並びに都市計画に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関すること。	学識経験者、市町村の長を代表する者、県議会議員、市町村議会の議長を代表する者及び関係行政機関の職員	15人以内	2年
長野県開発審査会	都市計画法第78条の規定による同法第50条第1項前段に規定する審査請求に対する裁決その他同法の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関すること。	都市計画法第78条第3項に規定する者	7人	2年
長野県建築審査会	建築基準法（昭和25年法律第201号）第78条の規定による壁面線の指定等に対する同意、特定行政庁等の処分等に	建築基準法第79条第2項に規定する者	7人	2年。ただし、その任期が満了した場合においても、後任の委員が任命されるまでその職



	対する審査請求の裁決、同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関すること。			務を行う。
長野県住宅審議会	住宅に関する重要事項の調査審議に関すること。	学識経験者	10人以内	2年
長野県政府調達苦情検討委員会	政府調達に関する協定その他の国際約束の対象となる調達契約に対する苦情に関する事項の調査審議に関すること。	学識経験者	6人以内	3年

## 2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員の定数	委員の任期
長野県指導力不足等教員判定委員会	教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項及び第4項の認定その他指導が不適切である教員に係る認定に関する事項の審議に関すること。	教育公務員特例法第25条第5項に規定する者	6人以内	2年
長野県生涯学習審議会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第10条の規定による生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議に関すること。	学識経験者	15人以内	2年
長野県スポーツ推進審議会	スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定による地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議に関すること。	学識経験者	10人以内	2年

一部改正〔令和3年条例3号〕

## 長野県国民保護協議会運営規程

## (目的)

第1条 この規程は、長野県附属機関条例（令和2年3月19日長野県条例第3号）第10条の規定に基づき長野県国民保護協議会（以下「協議会」という。）の議事その他の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

## (会議の招集)

第2条 委員は、協議会の必要があると認めるときは、会長に会議の招集を求めることができる。

2 会議の招集は、開会の日前10日までに委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

## (代理出席)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

## (部会)

第4条 協議会に、県の区域に係る国民の保護のための措置に関する事項を審議するため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する者が、その職務を代理する。

## (部会の招集)

第5条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、部会を招集するときは、あらかじめ会長にこれを通知しなければならない。

3 部会長は、部会の経過及び結果を協議会に報告しなければならない。

## (幹事)

第6条 協議会に、幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

## (幹事の招集)

第7条 会長は、必要の都度幹事を招集して事務を処理させることができる。

## (事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、事務局を長野県危機管理部に置く。

附 則

この規程は、平成 17 年 9 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

# 長野県国民保護協議会委員・幹事名簿

1-3

長野県国民保護協議会会長 長野県知事 阿部 守一

令和5年12月7日現在

法第38条 の種別	委員	幹事
	役職名	役職名
第1号委員 指定地方 行政機関	関東管区警察局長 信越総合通信局長 関東財務局長野財務事務所長 関東信越厚生局長 長野労働局長 関東農政局地方参事官（長野県担当） 中部森林管理局総務企画部長 関東経済産業局総務企画部長 関東東北産業保安監督部長 中部近畿産業保安監督部長 関東地方整備局長  北陸信越運輸局長 東京国際空港長 長野地方気象台長	関東管区警察局長広域調整部広域調整第二課長 関東管区警察局長野県情報通信部長 信越総合通信局総務部総務課長 関東財務局長野財務事務所総務課長 関東信越厚生局総務課長 長野労働局総務課長 関東農政局長野県拠点総括農政推進官 中部森林管理局企画調整課長 関東経済産業局総務企画部総務課危機管理・災害対策室長 関東東北産業保安監督部管理課長 中部近畿産業保安監督部管理課長 関東地方整備局長野国道事務所長 北陸地方整備局千曲川河川事務所長 中部地方整備局天竜川上流河川事務所長 北陸信越運輸局長野運輸支局長 東京空港事務所空港安全部長 長野地方気象台防災管理官
第2号委員 陸上自衛隊	陸上自衛隊第13普通科連隊長	陸上自衛隊第13普通科連隊第3科長
第3号委員 副知事	長野県副知事	
第4号委員 県教育長 警察本部長	長野県教育長 長野県警察本部長	長野県教育委員会事務局教育政策課長 長野県警察本部警備部警備第二課長 長野県警察本部交通部交通規制課長
第5号委員 県職員	長野県危機管理監兼危機管理部長	長野県危機管理部消防課長 // 危機管理部危機管理防災課長 // 企画振興部総合政策課長 // 企画振興部市町村課長 // 総務部秘書課長 // 総務部人事課長 // 総務部財政課長 // 総務部財産活用課長 // 県民文化部文化政策課長 // 健康福祉部健康福祉政策課長 // 健康福祉部医療政策課長 // 健康福祉部健康増進課長 // 環境部環境政策課長 // 産業労働部産業政策課長 // 観光部山岳高原観光課長 // 農政部農業政策課長 // 農政部農地整備課長 // 林務部森林政策課長 // 建設部建設政策課長 // 建設部道路管理課長 // 建設部河川課長 // 建設部砂防課長 // 企業局経営推進課長
第6号委員 市町村長・ 消防機関の長	長野県市長会危機管理建設部会 長野県町村会総務文教部会長 長野県消防長会長	長野県市長会事務局次長 長野県町村会次長兼政務課長 長野県消防長会事務局長

法第38条 の種別	委員	幹事
	役職名	役職名
第7号委員 指定公共 機関(14)	日本銀行松本支店長 日本赤十字社長野県支部事務局長 日本放送協会長野放送局長 東日本高速道路(株)関東支社長野管理事務所長 中日本高速道路(株)名古屋支社長 東日本旅客鉄道(株)執行役員長野支社長 東海旅客鉄道(株)東海鉄道事業本部長 東日本電信電話(株)長野支店長 日本郵便(株)信越支社長 日本通運(株)長野支店長 中部電力パワーグリッド(株)長野支社長 KDDI(株)中日本テクニカルセンター長 (株)NTTドコモ長野支店長 ソフトバンク(株)総務本部総務企画統括部リスク対策部 担当部長	日本銀行松本支店次長 日本赤十字社長野県支部事業推進課長 日本放送協会長野放送局コンテンツセンター長 東日本高速道路(株)関東支社長野管理事務所工務担当課長 中日本高速道路(株)名古屋支社 保全・サービス事業部企画統括課担当課長 東日本旅客鉄道(株)長野支社総務・広報・勤労ユニットリーダー 東海旅客鉄道(株)東海鉄道事業本部管理部総務課長 東日本電信電話(株)長野支店長野災害対策室長 日本郵便(株)信越支社総務部長 日本通運(株)長野支店総務課長 中部電力パワーグリッド(株)長野支社 総務・広報・資材グループ長
指定地方 公共機関 (18)	長野都市ガス(株)代表取締役社長 (一社)長野県LPガス協会会長 長野電鉄(株)取締役社長 アルピコ交通(株)代表取締役社長 しなの鉄道(株)代表取締役社長 (公社)長野県バス協会会長 (公社)長野県トラック協会会長 信越放送(株)総務局長 (株)長野放送総務局長兼秘書室長 (株)テレビ信州総務局長兼技術局長 長野朝日放送(株)総務局長 (株)Goolight代表取締役社長 (一社)長野県医師会副会長 (一社)長野県歯科医師会会長 (一社)長野県薬剤師会会長 (一社)長野県建設業協会会長 (公社)長野県看護協会会長	長野都市ガス(株)取締役供給部長 (一社)長野県LPガス協会専務理事 長野電鉄(株)鉄道事業部運輸課長 アルピコ交通(株)総務部長 しなの鉄道(株)運転課長兼運用係長 (公社)長野県バス協会専務理事 (公社)長野県トラック協会専務理事 信越放送(株)情報センター報道部長 (株)長野放送報道制作局報道部長 (株)テレビ信州報道制作局報道部長 長野朝日放送(株)報道制作局報道制作部長 (株)Goolight総務財務課長 (一社)長野県医師会総務理事 (一社)長野県歯科医師会専務理事 (一社)長野県薬剤師会副会長 (一社)長野県建設業協会専務理事
第8号委員 知識・経験者	(公財)長野県消防協会会長 (社福)長野県社会福祉協議会長 長野県食生活改善推進協議会長 (公社)長野県介護福祉士会長	(公財)長野県消防協会事務局長 (福)長野県社会福祉協議会総務企画部長
	1号委員 14名 2号委員 1名 3号委員 1名 4号委員 2名 5号委員 1名 6号委員 3名 7号委員 31名 8号委員 4名 計：57名	1号幹事 17名 2号幹事 1名 3号幹事 0名 4号幹事 3名 5号幹事 23名 6号幹事 3名 7号幹事 27名 8号幹事 2名 計：76名

## 国民保護法に規定する指定地方公共機関

	名 称	本店所在地
1	株式会社INPEX	東京都港区赤坂五丁目3番1号 赤坂Bizタワー
2	株式会社INPEXパイプライン	新潟県柏崎市大久保一丁目6番2号
3	松本ガス株式会社	松本市渚二丁目7番9号
4	上田ガス株式会社	上田市天神四丁目29番3号
5	諏訪瓦斯株式会社	諏訪市小和田南17番5号
6	大町ガス株式会社	大町市大字大町4729番地
7	信州ガス株式会社	飯田市箕瀬町三丁目2700番地
8	長野都市ガス株式会社	長野市鶴賀1017番地
9	一般社団法人長野県LPガス協会	長野市中御所一丁目16番13号
10	長野電鉄株式会社	長野市権堂町2201番地
11	アルピコ交通株式会社	松本市井川城二丁目1番1号
12	上田電鉄株式会社	上田市下之郷498
13	しなの鉄道株式会社	上田市常田一丁目3番39号
14	千曲バス株式会社	佐久市野沢20番地
15	信南交通株式会社	飯田市大通二丁目208番地
16	伊那バス株式会社	長野県伊那市西町5208番地
17	おんたけ交通株式会社	木曾郡木曾町福島2801番地
18	草軽交通株式会社	北佐久郡軽井沢町軽井沢東16番地1
19	株式会社関電アメニックス	大阪府中央区南船場四丁目11番12号
20	公益社団法人長野県バス協会	長野市大字中御所字鶴田560番地4
21	公益社団法人長野県トラック協会	長野市大字南長池710番地3
22	信越放送株式会社	長野市問御所町1200
23	株式会社長野放送	長野市大字中御所字岡田131番地7
24	株式会社テレビ信州	長野市若里1-1-1
25	長野朝日放送株式会社	長野市栗田989番地1
26	長野エフエム放送株式会社	松本市本庄一丁目13番5号
27	株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ	長野市 南県町 657信毎長野本社ビル9F
28	エルシーブイ株式会社	諏訪市大字四賀821番地
29	株式会社テレビ松本ケーブルビジョン	松本市大字里山辺3044番地1
30	株式会社上田ケーブルビジョン	上田市中央六丁目12番6号
31	株式会社Goolight	須坂市大字須坂1295番地1
32	一般社団法人長野県医師会	長野市大字三輪1316番地9
33	一般社団法人長野県歯科医師会	長野市稲葉2141
34	一般社団法人長野県薬剤師会	松本市旭二丁目10番15号
35	長野県土地改良事業団体連合会	長野市大字南長野字宮東452番地の1
36	一般社団法人長野県建設業協会	長野市南石堂町1230番地
37	公益社団法人長野県看護協会	松本市旭2丁目11番34号

## 長野県条例第 6 号

## 長野県国民保護対策本部条例

## (趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 31 条の規定により、長野県国民保護対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (国民保護対策本部長等の職務)

第 2 条 国民保護対策本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 国民保護対策本部副本部長は、国民保護対策本部長の命を受けて本部の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

3 本部員は、上司の命を受けて、本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部長、国民保護対策本部副本部長及び本部員のほか、本部に必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、国民保護対策本部長が任命する。

6 第 3 項の規定は、第 4 項の職員について準用する。

## (部)

第 3 条 国民保護対策本部長は、必要があると認めるときは、本部に部を置くことができる。

## (現地対策本部長等)

第 4 条 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、国民保護対策本部副本部長、本部員及び第 2 条第 4 項の職員のうちから国民保護対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、国民保護対策本部長の命を受けて、現地対策本部の事務を掌理する。

## (補則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、国民保護対策本部長が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 長野県条例第7号

## 長野県緊急対処事態対策本部条例

## (趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第183において準用する同法第31条の規定により、長野県緊急対処事態対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (緊急対処事態対策本部長等の職務)

- 第2条 緊急対処事態対策本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 2 緊急対処事態対策本部副本部長は、緊急対処事態対策本部長の命を受けて本部の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
  - 3 本部員は、上司の命を受けて、本部の事務に従事する。
  - 4 緊急対処事態対策本部長、緊急対処事態対策本部副本部長及び本部員のほか、本部に必要な職員を置くことができる。
  - 5 前項の職員は、緊急対処事態対策本部長が任命する。
  - 6 第3項の規定は、第4項の職員について準用する。

## (部)

第3条 緊急対処事態対策本部長は、必要があると認めるときは、本部に部を置くことができる。

## (現地対策本部長等)

- 第4条 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、緊急対処事態対策本部副本部長、本部員及び第2条第4項の職員のうちから緊急対処事態対策本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 現地対策本部長は、緊急対処事態対策本部長の命を受けて、現地対策本部の事務を掌理する。

## (補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、緊急対処事態対策本部長が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 長野県国民保護対策本部規程

### 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この規程は、長野県国民保護対策本部条例（平成17年長野県条例第6号）第5条の規定により長野県国民保護対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 本部

(組織及び分掌事務)

**第2条** 本部に別表第1に掲げる室、部、班、担当及び応援・受援本部を置く。

2 前項の室に室長、部に部長、班に班長、応援・受援本部に本部リーダー、担当に担当リーダーを置く。

3 室、部、班、応援・受援本部及び担当は、別表第1の事務を分掌する。

4 前三項に定めるもののほか、国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は応急対応のため特に必要と認めるときは、室、部、班、担当及び応援・受援本部を置くことができる。その際、室に設ける、班、担当及び応援・受援本部については、別表第2を基本とする。

(副本部長)

**第3条** 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事をもってあてる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

なお副本部長にも事故あるときは、知事の職務代理者を定める規則（昭和39年4月1日規則第64号）第2項から第5項までに定める順序により（危機管理部長を除く。）、知事の補助機関である職員が本部長の職務を代理する。

また副本部長が本部長の職務を代理する順序は、上記規則第1項による。

(危機管理監)

**第4条** 危機管理監は、本部長の命を受けて室長及び部長を指揮し本部の事務を掌理する。

(室長、部長、次長及び室付)

**第5条** 室長及び部長は、本部長の命を受けて室及び部の事務を掌理する。

2 室に副室長及び本部室統括官、部に次長を置くことができる。

3 副室長及び次長は、室（部）長を補佐し、室（部）長に事故あるときは、その職務を代

理する。

4 本部室統括官又は次長は、室長又は部長の命を受けて特定の事務を処理する。

(班に置かれる職員の職)

**第6条** 班長は、上司の命を受けて班の事務を掌理する。

- 2 本部室には、連絡調整員を置く。
- 3 連絡調整員は、上司の命を受けて本部と部相互間の連絡及び各種情報収集の事務に従事する。
- 4 班員は、上司の命を受けて班の事務に従事する。

(職に充てられる職員)

**第7条** 前2条に規定する職に充てられる国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）及び本部員でないその他の職員（以下「本部職員」という。）は、別表第3のとおりとする。

(本部の設置)

**第8条** 知事は、内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）を経由して本部を設置すべき県の指定の通知を受けたときは、直ちに本部を設置する。

(本部設置の通知)

**第9条** 本部担当者は、直ちに、市町村長、知事の指定した指定地方公共機関その他の関係機関に対して、本部を設置した旨を通知する。

(廃止の基準等)

**第10条** 知事は、内閣総理大臣から本部を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、本部を廃止する。

- 2 前条の規定は、本部を廃止した場合について準用する。

(本部員会議)

**第11条** 本部長は、県が実施する国民の保護のための措置（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。）第2条第3項に規定する国民の保護のための措置をいう。以下同じ。）に関する基本的事項を協議するため、副本部長、室長及び部長を招集し、本部員会議を開催する。

また、本部員会議には、市町村、指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び重要な施設の管理者等の出席を求めることができる。

(本部の位置等)

**第12条** 本部は、県庁西庁舎災害対策本部室とする。

2 本部には、必要な設備を整備するものとする。

### 第3章 国民保護現地対策本部

(設置)

**第13条** 本部長は、特定の地域において、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、国民保護現地対策本部(以下「現地本部」という。)を置く。

(任務)

**第14条** 現地本部は、次の事務を処理する。

- (1) 情報を収集し、整理し、及びこれを本部長に報告すること。
  - (2) 国、市町村その他の関係機関の実施する国民の保護のための措置に関する連絡調整をすること。
  - (3) 県の機関が実施する国民の保護のための措置について、必要な調整をすること。
  - (4) その他緊急を要する国民の保護のための措置を実施すること。
- 2 国民保護現地対策本部長(以下、「現地本部長」という。)は、国民の保護のための措置を実施するため必要があると認めるときは、本部長又は第13条の規定により国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認められた特定の地域を所管する地方部長に対して、人員、物資、輸送車両等の調達及び確保に関して、本部長に対して必要な要請を、地方部長に対して指示をすることができる。

(職員)

**第15条** 現地本部に、国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員(以下「現地本部員」という。)及び国民保護現地対策本部職員(以下「現地本部職員」という。)を置く。

- 2 現地本部長は、副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する。
- 3 現地本部員は、本部室を除く各部の主管班の企画幹のうちから、現地本部職員は本部職員のうちから本部長が指名する。
- 4 現地本部員は、現地本部長の命を受けて特定の事務を処理する。
- 5 現地本部職員は、上司の命を受けて現地本部の事務に徒事する。

### 第4章 国民保護対策本部地方部

(設置)

**第 16 条** 国民の保護のための措置の的確かつ迅速な実施を図るため、国民保護対策本部地方部（以下「地方部」という。）を置く。地方部の名称、位置及び管轄区域は、別表第 3 のとおりとする。

(任務)

**第 17 条** 地方部は、次の事務を処理する。

- (1) 管轄区域内の情報を収集し、及びこれを本部長に報告すること。
- (2) 管轄区域内の市町村の実施する国民の保護のための措置に関する連絡調整をすること。
- (3) 管轄区域を所管する県の現地機関の実施する国民の保護のための措置について、必要な調整をすること。

(職員の職)

**第 18 条** 地方部に、地方部長、副地方部長、班長及び班員を置く。

- 2 地方部長は、本部長の命を受けて地方部の事務を掌理する。
- 3 副地方部長は、地方部長を補佐する。
- 4 班長は、上司の命を受けて班の事務を掌理する。
- 5 班員は、上司の命を受けて班の事務に従事する。
- 6 第 1 項に規定する職に充てられる地方部に属する本部職員（以下「地方部職員」という。）は、別表第 5 のとおりとする。

(組織及び運営)

**第 19 条** 地域振興局長は、地方部の組織については、前 2 条に定めるもののほか、別表第 6 を基準とし、運営については、この規程の本部の運営を基準とし、かつ、その地方の実情に応じ、あらかじめ定めておかななければならない。

- 2 前項により定めた組織及び運営は、知事に報告するものとし、これを変更した場合も同様とする。

3 地方部の班は、別表第 6 の事務を分掌する。

## 第 5 章 雑則

(標識)

**第 20 条** 本部の職員の腕章、本部の車両の標識については別に定める。

- 2 本部、現地本部及び地方部には、別添様式第 1 の標札を掲示しなければならない。

(特殊標章等)

**第 21 条** 特殊標章等の交付等に関する事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 5 年 7 月 24 日から施行する。

(別表第1 別表第2 別表第3) (第2条第1項及び第4項並びに第7条関係)

<p>室・部、<u>応援</u>・<u>受援本部</u> (室長、部長等)</p>	<p>班、担当 (班長、担当リーダー)</p>	<p>分 掌 事 務</p>
<p>本部室  <u>室長</u>  <u>危機管理部長</u>  <u>副室長</u>  <u>危機管理部次長</u>  <u>本部室統括官</u>  <u>危機管理防災課長</u>  <u>消防課長(兼消防応援活動調整副本部長)</u>  <u>火山防災幹</u></p>	<p>総括調整担当 (<u>危機管理防災課課長補佐</u>)</p>	<p>① 国民の保護のための措置の総括に関すること                  ② 本部の運営・調整に関すること。                  ③ <u>国民の保護のための措置方針に係る企画及び立案に関すること。</u>                  ④ 国民の保護のための措置に係る全体調整及び進行管理に関すること。                  ⑤ 国民の保護のための措置に関する市町村との連絡調整に関すること(他部の分掌事務に係るものを除く)                  ⑥ 本部設置の通知に関すること。                  ⑦ <u>関係機関との合同会議の開催に関すること。</u>                  ⑧ 自衛隊、指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県及び応援協定締結事業者等への応援要請(他部の所管に属する事項を除く。)の要否の決定に関すること。                  ⑨ 本部及び地方部の設置に関すること。                  ⑩ 現地本部の設置に関すること。                  ⑪ 事務分掌外事案に係る対応の調整に関すること。                  ⑫ 被災市町村への情報連絡員(<u>本部リエゾン</u>)の派遣の要否の決定に関すること。                  ⑬ 救援の適用及び事務の取りまとめ等に関すること。                  ⑭ 被災情報の総合的なとりまとめに関すること。                  ⑮ 避難所に関するニーズその他の情報の収集、整理及び記録に関すること。                  ⑯ 避難者の受入れに関する市町村斡旋の連絡調整に関すること。                  ⑰ 各種特例措置実施に係る住民への情報提供に関すること。                  ⑱ 各種支援策に係る住民への周知に関すること。                  ⑲ 危険物施設の応急対策に関すること。                  ⑳ 災害復興計画のとりまとめに関すること。                  ㉑ 国からの警報発令の通知の受領、伝達に関すること。                  ㉒ 武力攻撃災害発生時の退避の指示及び警戒区域の設定に関すること                  ㉓ 特殊標章(赤十字標章を除く)等の交付及び管理に関すること。</p>

	<p>②④ 安否情報の収集体制に関する事。</p> <p>②⑤ 防災情報システムの運用に関する事。</p> <p>②⑥ 本部各部及び各班が収集した情報の整理、分類及び評価に関する事。</p> <p>②⑦ 重要な情報の確認及び本部長への伝達に関する事。</p> <p>②⑧ 気象情報等の収集及び市町村等関係機関への伝達に関する事。</p> <p>②⑨ 被害状況等の関係省庁及び防災関係機関への提供に関する事。</p> <p>③⑩ 地図情報の総括に関する事。</p> <p>③⑪ <u>次期フェーズの対応方針の検討に関する事。</u></p>
<p>情報収集班 (危機管理防災課係長)</p>	<p>① 情報の収集に関する企画及び進行管理に関する事。</p> <p>② 本部各部及び各班が収集した情報の整理に関する事。</p> <p>③ 避難状況の取りまとめに関する事。</p> <p>④ <u>防災情報システムの入力状況の確認に関する事。</u></p> <p>⑤ 市町村、消防機関、警察等からの被害状況等に関する情報の収集、整理及び記録に関する事。</p> <p>⑥ 避難者数、避難所開設状況等の避難に関する情報の収集、整理及び記録並びに本部関係各部への伝達に関する事。</p> <p>⑦ <u>情報連絡員の派遣状況の整理及び共有に関する事。</u></p> <p>⑧ <u>災害即報の消防庁への報告に関する事。</u></p>
<p>情報発信班 (消防課企画幹)</p>	<p>① 報道機関への被害状況等に関する公表資料の作成及びその提供に関する事。</p> <p>② 知事による県民への呼びかけ及び対応方針説明に関する事。</p> <p>③ 県の対応に関する情報提供及び呼びかけに関する事。</p> <p>④ 報道機関への緊急報道要請に関する事。</p> <p>⑤ 報道機関からの照会に対する対応に関する事。</p> <p>⑥ 県ホームページを活用した各種情報提供に関する事。</p> <p>⑦ ソーシャルメディアを活用した各種情報提供に関する事。</p> <p>⑧ プレスリリースに関する事。</p> <p>⑨ 安否情報の提供及び安否情報システム利用等の周知に関する事。</p> <p>⑩ 写真等による情報の収集及び記録対応に関する事。</p>

		① 災害の記録及び資料の収集に関すること。
		⑫ <u>ソーシャルメディアを活用した県民ニーズの把握に関すること</u>
活動調整担当 ( <u>危機管理防災課</u> 危機対策幹)		① 自衛隊、警察、緊急消防援助隊等との総合調整に係ること。
		② 各機関のヘリコプターの運航調整に関すること。
		③ ヘリコプター運航調整会議に関すること。
<u>消防班</u> ( <u>消防課企画幹</u> )		① <u>救助部隊（陸上・航空）の活動調整に関すること。</u>
		② <u>消防防災ヘリコプターの運航に関すること。</u>
		③ <u>ヘリコプター等による偵察情報等の収集、整理及び記録に関すること。</u>
		④ <u>救助・捜索状況に関する情報の収集、整理及び記録に関すること。</u>
		⑤ <u>緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊への応援要請の要否の決定に関すること。</u>
		⑥ <u>緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊の活動調整（他部の所管に属する事項を除く。）に関すること。</u>
<u>警察班</u> ( <u>危機管理防災課</u> 防災専門員)		① <u>県警との被害状況、救助活動等に関する情報の相互提供及び確認に関すること。</u>
		② <u>緊急通行車両の確認手続及び車両証の交付に関すること。</u>
庶務・ <u>通信</u> 担当 ( <u>消防課係長</u> )		① 本部員会議の開催に関すること。
		② 本部員会議の議事録作成に関すること。
		③ 関係機関連絡員室の設置に関すること。
		④ 本部、地方部等の人員調整に関すること。
		⑤ 地方部等の運営支援に関すること。
		⑥ 本部職員等の保健衛生、食料、寝具等の確保に関すること。
		⑦ 本部業務に必要な場所及び会議室用備品の確保に関すること。
		⑧ 自衛隊派遣部隊の受入体制の確保に関すること。
		⑨ 本部の経理に関すること。
		⑩ 自衛隊活動経費に係る調整に関すること。
		⑪ 他都道府県等行政機関からの見舞金の受入れ及び管理に関すること。
		⑫ 公用令書による公用負担に関すること。
		⑬ 義援金の配分委員会の設置及び配分額の決定に関すること。



		<p>⑭ 義援物資の受付受入窓口の開設に関する事。</p> <p>⑮ 義援物資受付受入れの周知に関する事。</p> <p>⑯ 義援物資受領証の発行に関する事。</p> <p>⑰ 義援物資の公表に関する事。</p> <p>⑱ 被災地の視察、慰問、激励等に関する事。</p> <p>⑲ 国現地対策本部との連絡調整に関する事。</p> <p>⑳ 国への要望に関する事。</p> <p>㉑ 礼状の作成及び送付に関する事。</p> <p>㉒ <u>被災者等からの相談、苦情、要望等の受付窓口に関する事。</u></p> <p>㉓ <u>防災行政無線に関する事。</u></p> <p>㉔ <u>市町村への情報提供（一斉FAX）に関する事。</u></p> <p>㉕ <u>災害用通信・情報収集設備の機能確保に関する事。</u></p> <p>㉖ <u>本部室の映像機器等運用に関する事。</u></p> <p>㉗ <u>通信事業者等外部団体との通信に係る連携に関する事。</u></p>
<p><u>応援・受援本部</u>  <u>本部リーダー</u>  <u>危機管理防災課</u>  <u>火山防災幹</u></p>	<p><u>広域防災拠点班</u>  <u>(危機管理防災課担当係長)</u></p>	<p>① <u>広域防災拠点の開設準備、開設に関する事。</u></p> <p>② <u>広域防災拠点の利用状況把握に関する事</u></p> <p>③ <u>広域物資輸送拠点、地域内物資輸送拠点の運営状況把握に関する事。</u></p>
	<p><u>人的応援・受援班</u>  <u>(危機管理防災課担当係長)</u></p>	<p>① <u>人的応援・受援に関する状況把握及びとりまとめに関する事。</u></p> <p>② <u>人的応援・受援に関する総合調整及び調整会議の実施に関する事。</u></p> <p>③ <u>県内市町村間、県内部の応援職員の調整及び状況把握に関する事。</u></p>
	<p><u>物資調整班</u>  <u>(危機管理防災課係員)</u>  <u>※物資輸送関係機関を含む</u></p>	<p>① <u>物的応援・受援に関する状況把握及びとりまとめに関する事。</u></p> <p>② 食料品、生活必需品等の輸送に関する事。</p> <p>③ 食料品、生活必需品等の一次集積、保管、分類及び在庫管理に関する事。</p> <p>④ <u>仮設トイレ及び段ボールベッド</u>の設置に係る関係団体等との連携調整に関する事。</p> <p>⑤ 食料品、生活必需品等供給に係る被災地外市町村への供給調整及び斡旋に関する事。</p> <p>⑥ 国、他都道府県への食料品、生活必需品等供給に係る応援要請に関する事。</p>

		<p>⑦ 寒冷期対策としての生活必需品等の確保に関すること。</p> <p>⑧ 市町村からの食料、生活必需品等の供給応援要請受付及び把握に関すること。</p> <p>⑨ 自衛隊、日本赤十字社に対する食料品、生活必需品等の供給の要請に関すること。</p> <p>⑩ 緊急輸送車両に関すること。</p> <p>⑪ 県備蓄物資の供給の決定及び指示に関すること。</p> <p>⑫ 受入食料、物資の供給に係る決定及び指示に関すること。</p>
	<p><u>災害ボランティア班</u> (<u>NGO・NPO代表等</u>)</p>	<p>① <u>被災者のボランティアニーズの把握や支援情報の集約に関すること。</u></p> <p>② <u>ボランティア関係団体、中間支援組織との連携促進と支援活動の調整に関すること。</u></p>
<p>中央連絡部 部長 東京事務所長</p>	<p>中央連絡班 (東京事務所次長)</p>	<p>① 政府中央官署、国会等との連絡調整に関すること。</p>
<p>企画振興部 部長 企画振興部長 <u>次長</u> <u>企画振興部次長</u></p>	<p>○連絡調整員</p>	<p>① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。</p> <p>② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。</p>
	<p>総合政策班 (総合政策課長)</p>	<p>① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関すること。</p> <p>② 部内の連絡調整に関すること。</p>
	<p>情報政策班 (情報政策課長)</p>	<p>① 行政情報ネットワークに関すること。</p> <p>② 総合行政情報ネットワーク (LGWAN) に関すること。</p> <p>③ 部内等の応援に関すること。</p>
	<p><u>DX推進班</u> (<u>DX推進課長</u>)</p>	<p>① 行政情報ネットワークに関すること。</p> <p>② 部内等の応援に関すること。</p>
	<p><u>広報・共創推進班</u> (<u>広報・共創推進課長</u>)</p>	<p>① <u>被災者支援に係るNPOとの連携に関すること。</u></p> <p>② 部内等の応援に関すること。</p>
	<p>交通政策班 (交通政策課長)</p>	<p>① 交通機関に係る災害情報の収集に関すること。</p>
	<p><u>松本空港班</u> (<u>松本空港課長</u>)</p>	<p>① <u>松本空港利用者の安全対策に関すること。</u></p> <p>② <u>松本空港の応急対策等に関すること。</u></p>
	<p><u>地域振興班</u> (<u>地域振興課長</u>)</p>	<p>① <u>部内等の応援に関すること。</u></p>
	<p>市町村班 (市町村課長)</p>	<p>① 被災市町村の行政及び財政の連絡調整に関すること。</p> <p>② 被災市町村に対する財政支援措置対応に関すること。</p>

	<u>信州暮らし推進班</u> ( <u>信州暮らし推進課長</u> )	① <u>部内等の応援に関すること。</u>
	<u>国際交流班</u> ( <u>国際交流課長</u> )	① <u>部内等の応援に関すること。</u>
総務部 部長 総務部長 次長 総務部次長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。
	秘書班 (秘書課長)	① 幹部職員との連絡調整に関すること。
	人事班 (人事課長)	① 派遣職員の選定等の調整に関すること。 ② 部内の連絡調整に関すること。
	<u>コンプライアンス・行政経営班</u> ( <u>コンプライアンス・行政経営課長</u> )	① <u>部内等の応援に関すること。</u>
	<u>職員キャリア開発班</u> ( <u>職員キャリア開発センター所長</u> )	① <u>部内等の応援に関すること。</u>
	職員班 (職員課長)	① 本部職員の活動支援に関すること。 ② 職員住宅の応急対策等に関すること。 ③ 部内等の応援に関すること。 ④ 職員の惨事ストレス対策に関すること。 ⑤ 本部長の命ずる応急対策に関すること。
	財政班 (財政課長)	① 災害経費の予算措置に関すること。
	財産活用班 (財産活用課長)	① 県庁舎の応急対策等に関すること。 ② 有線電話に関すること。 ③ 会議室の使用停止（災害対応への優先使用）に関すること。 ④ 本部活動に必要な資機材及び車両等の確保に関すること。
	税務班 (税務課長)	① 県税に係る期限延長、執行猶予、減免等の特例措置の実施に関すること。 ② 被災者の県税の減免・徴収猶予に関すること。 ③ 部内等の応援に関すること。
	情報公開・法務班 (情報公開・法務課長)	① 部内等の応援に関すること。

	総務事務班 (総務事務課長)	① 部内等の応援に関する事。	
県民文化部 部長 県民文化部長 次長 県民文化部次 長 子ども若者局 長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。	
	文化政策班 (文化政策課長)	① 部内の災害情報収集及び対策本部との調整に関する事。 ② 部内の連絡調整に関する事。 ③ 文化会館等の応急対策等に関する事。	
	<u>国際班</u> (文化政策課多文化 共生・パスポート室 長)	① <u>外国籍県民等への災害情報の広報に関する事。</u> ② <u>外国籍県民等支援団体との連絡調整に関する事。</u>	
	くらし安全・消費生 活班 (くらし安全・消費生 活課長)	① 食料・生活物資の調達に関する事。 ② 物価の安定、物資の安定供給のための措置に関する事。	
	人権・男女共同参画班 (人権・男女共同参画 課長)	① 所管施設の応急対策に関する事。 ② 部内等の応援に関する事。 ③ <u>男女の違いや多様性に配慮した避難所の運営等に関する事</u>	
	<u>県民の学び支援班</u> ( <u>県民の学び支援課</u> 長)	① <u>私立学校の応急対策等に関する事。</u> ② <u>専修学校、各種学校の応急対策等に関する事。</u> ③ <u>臨時休校、一斉下校等の状況把握及び報道機関への情報提供に関する事。</u> ④ <u>県立大学の応急対策等に関する事。</u> ⑤ <u>部内等の応援に関する事。</u>	
	次世代サポート班 (次世代サポート課長)	① 部内等の応援に関する事。	
	子ども・家庭班 (子ども・家庭課長)	① 児童福祉司、児童心理司の派遣に関する事。 ② 要配慮者(乳幼児、妊産婦)に係る市町村等への助言に関する事。 ③ 所管する現地機関及び保育所、児童福祉施設、婦人保護施設の応急対策等に関する事。	
	健康福祉部 部長 健康福祉部長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。
		健康福祉政策班	① 部内の全体調整及び進行管理に関する事。

<u>次長</u> 健康部福祉部 <u>次長</u>	(健康福祉政策課長)	② 部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関する こと。
		③ 所管する現地機関及び県立病院機構の応急対策等に関 すること。
		④ <u>災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT) の派遣に関す ること。</u>
	医療 <u>政策</u> 班 (医療 <u>政策</u> 課長)	① 災害医療本部の設置及び運営に関すること。
		② 医療救護の広域応援の調整に関すること。
		③ 医療機関の被災状況調査に関すること。
		④ 受入れ可能医療機関の把握に関すること。
		⑤ 医療救護所の設置に関すること。
		⑥ 医療救護班・DMAT の派遣に関すること。
		⑦ 人工透析患者等の医療の供給に関すること。
		⑧ 医療機関からの要請に対する傷病者の緊急搬送に関す ること。
	⑨ ドクターヘリの運航に関すること。	
	⑩ 遺体の検案及びこれに係る必要な措置に関すること。	
	⑪ <u>県立病院機構</u> の応急対策等に関すること。	
<u>医師・看護人材確保 班</u> ( <u>医師・看護人材確 保対策課長</u> )	① <u>保健師等の派遣に関すること。</u>	
	② <u>所管する現地機関の応急対策等に関すること。</u>	
	③ <u>部内等の応援に関すること。</u>	
地域福祉班 (地域福祉課長)	① 要配慮者の対応(災害時住民支え合いマップ)に関す ること。	
	② ボランティアの受入等に関すること。	
	③ (福)長野県社会福祉議会との調整に関すること。	
	④ 所管する現地機関及び社会福祉総合センター並びに所 管する社会福祉施設(救護施設、授産施設)の応急対策 に関すること。	
健康増進班 (健康増進課長)	① 管理栄養士の派遣に関すること。	
	② <u>歯科医師及び歯科衛生士の派遣に関すること。</u>	
	③ <u>被災給食施設の栄養管理に関すること。</u>	
	④ <u>所管する現地機関の応急対策等に関すること。</u>	
保健・疾病対策班 (保健・疾病対策課長)	① 心のケア対策に関すること。	
	② 要配慮者(難病患者、精神障がい者)に係る市町村等へ の助言に関すること。	
	③ 所管する現地機関の応急対策に関すること。	

	<u>感染症対策班</u> ( <u>感染症対策課長</u> )	① <u>感染症の発生防止及びまん延防止に関すること。</u>
	介護支援班 (介護支援課長)	① 介護職員等の派遣に関すること。 ② 所管する高齢者福祉施設の応急対策等に関すること。
	障がい者支援班 (障がい者支援課長)	① 手話通訳者の派遣に関すること。 ② 要配慮者(障がい者)に係る市町村等への助言に関すること。 ③ 所管する現地機関及び障がい者福祉施設の応急対策等に関すること。
	食品・生活衛生班 (食品・生活衛生課長)	① 食品衛生に関すること。 ② 被災食品営業施設に関すること。 ③ 広域火葬の応援・協力の要請に関すること。 ④ 遺体の搬送協力の調整に関すること。 ⑤ 棺、ドライアイス等の手配要請に係る支援に関すること。 ⑥ 特定動物の管理に関すること。 ⑦ 逃走動物の捕獲・収容に関すること。 ⑧ 被災動物の救援に関すること。 ⑨ 所管する現地機関の応急対策等に関すること。
	薬事管理班 (薬事管理課長)	① 備蓄医薬品・衛生材料の供給に関すること。 ② 医療ガスの供給に関すること。 ③ 毒物劇物の情報提供に関すること。 ④ 薬剤師班の派遣に関すること。
	災害医療班 〔災害医療本部〕 (健康福祉部長)	① 本部組織の健康福祉部の分掌事務のうち、国民保護計画第3編第5章「医療の提供及び助産」の実施に係ること。
環境部 部長 環境部長 <u>次長</u> <u>環境部次長</u>	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。
	環境政策班 (環境政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関すること。 ② 部内の連絡調整に関すること。
	水大気環境班 (水大気環境課長)	① 公共用水域等の水質汚濁に関すること。 ② 応急給水の要請に関すること。 ③ 水道応急復旧の要請に関すること。 ④ 大気汚染に関すること。
	生活排水班 (生活排水課長)	① 下水道、農業集落排水施設、浄化槽の応急対策等に関すること。
	自然保護班 (自然保護課長)	① 自然環境保全・利用施設の応急対策等に関すること。 ② 部内等の応援に関すること。
	資源循環推進班	① 廃棄物処理施設の被害状況調査に関すること。

	(資源循環推進課長)	② 災害廃棄物の処理に係る調整に関すること。 ③ ごみ処理・し尿処理の広域調整に関すること。
産業労働部 部長 産業労働部長 次長 産業労働部次長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。
	産業政策班 (産業政策課長)	① 部内の連絡調整に関すること。 ② 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関すること。 ③ 生活必需品等物資の供給に係る協定締結団体への要請に関すること。 ④ 二次被害防止のための指示及び要請に関すること。 ⑤ 関係団体等への支援及び協力の要請に関すること。
	経営・創業支援班 (経営・創業支援課長)	① 部内等の応援に関すること。
	産業立地・IT振興班 (産業立地・IT振興課長)	① 部内等の応援に関すること。
	産業技術班 (産業技術課長)	① 高圧ガス、火薬類の災害防止に関すること。 ② 事業者(保安関係)の応急対策等に関すること。 ③ LPガスに係る物資の調達に関すること。 ④ 部内等の応援に関すること。
	産業人材育成班 (産業人材育成課長)	① 工科短期大学校及び技術専門校の応急対策等に関すること。 ② 部内等の応援に関すること。
	労働雇用班 (労働雇用課長)	① 勤労者福祉センターの応急対策等に関すること。 ② 被災者等からの労働相談に関すること。 ③ 雇用特別相談所の開設及び運営支援に係る関係団体等との連携調整に関すること。 ④ 部内等の応援に関すること。
	営業部 部長 営業局長	営業班 (営業局次長)
観光部 部長 観光部長 次長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。
	山岳高原観光班 (山岳高原観光課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関すること。 ② 部内の連絡調整に関すること。

<u>観光部次長</u>		③ 避難所運営に係るホテル、旅館等との連携協力に関すること。
		④ 観光客(外国人旅行者含む)の避難所受入に関すること。
		⑤ 観光業者に対する応急対策等に関すること。
	観光誘客班 (観光誘客課長)	① 部内等の応援に関すること。
農政部 部長 農政部長 <u>次長</u> <u>農政部次長</u>	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。
	農業政策班 (農業政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関すること。
		② 部内の連絡調整に関すること。
		③ 公用令書による公用負担に関すること。
		④ 国の機関に対する食料供給に係る応援要請に関すること。
		⑤ 農業共同利用施設等の応急対策等に関すること。
		⑥ 食料品等供給に係る協定締結団体への要請に関すること。
		⑦ 被災した農畜産業者に対する支援対応に関すること。
		⑧ 二次災害防止のための農業協同組合、農業者等への指導又は指示に関すること。
		⑨ 応急対策の実施又は農業協同組合、農業者等による応急対策の実施に係る指導に関すること。
	⑩ 復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給確保に係る関係機関への協力要請に関すること。	
⑪ 農作物及び農業用施設の被害状況の把握及び関係機関への情報提供に関すること。		
農業技術班 (農業技術課長)	① 主要食料の調達に関すること。	
	② 農作物の応急対策等に関すること。	
園芸畜産班 (園芸畜産課長)	① 園芸特産関係の応急対策等に関すること。	
	② 畜産関係の応急対策等に関すること。	
農地整備班 (農地整備課長)	① 農地、農業用施設の応急対策等に関すること。	
農村振興班 (農村振興課長)	① 部内等の応援に関すること。	
林務部 部長 林務部長 <u>次長</u> <u>林務部次長</u>	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。
	森林政策班 (森林政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関すること。
		② 部内の連絡調整に関すること。
	③ 公用令書による公用負担に関すること。	
信州の木活用班	① 林道及び林業関連施設の応急対策等に関すること。	



	(信州の木活用課長)	② 木材の調達に関する事。
	森林づくり推進班 (森林づくり推進課長)	① 林地及び治山施設の応急対策等に関する事。 ② 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関する事。
建設部 部長 建設部長 次長 建設部次長 リニア整備推進担当局長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。
	建設政策班 (建設政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。 ② 部内の連絡調整に関する事。 ③ 協定に基づく協会等機関への応援要請について。 ④ 土木資材の確保に関する事。 ⑤ 公用令書による公用負担に関する事。 ⑥ 障害物処理計画の策定及び策定に係る国等関係機関との協議に関する事。 ⑦ 各施設の被害状況に関する情報の収集、整理及び記録並びに関係機関への提供に関する事。
	道路管理班 (道路管理課長)	① 道路の応急対策等に関する事。 ② 道路の保全に関する事。 ③ 道路情報の収集及び提供に関する事。 ④ 通行の規制及び迂回路に関する事。 ⑤ 道路障害物の除去（啓開）に関する事。 ⑥ 水防活動の応援に関する事。
	道路建設班 (道路建設課長)	① 道路の応急対策等に関する事。 ② 水防活動の応援に関する事。
	水防班 (河川課長)	① 部の災害情報等のとりまとめに関する事。 ② 水防活動に関する事。 ③ 河川管理施設の応急対策等に関する事。 ④ 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関する事。 ⑤ 危険箇所に係る立入禁止区域の設定等の安全管理に関する事。
	砂防班 (砂防課長)	① 砂防、地すべり、崖崩れ、雪崩に係る災害情報に関する事。 ② 土砂災害発生箇所の応急対策等に関する事。 ③ 砂防施設危険箇所に係る立入禁止区域の設定等の安全管理に関する事。 ④ 水防活動の応援に関する事。

	都市・まちづくり班 (都市・まちづくり課長)	① 都市施設の応急対策等に関する事。
		② 都市公園・駐車場に関する事。
		③ 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関する事。
		④ 水防活動の応援に関する事。
		⑤ 被災宅地の危険度判定に関する事。
		⑥ 被災宅地危険度判定の実施に係る連携調整に関する事。
	建築住宅班 (建築住宅課長)	① 県営住宅入居者の避難誘導に関する事。
		② 県営住宅の被害状況調査に関する事。
		③ 被災県営住宅の応急対策に関する事。
		④ 災害公営住宅の建設に関する事。
		⑤ 被災者の県営住宅優先入居に関する事。
		⑥ 公営住宅の被災者への提供に係る調整に関する事。
		⑦ 住宅相談の実施及びそれに係る関係団体との連絡調整に関する事。
		⑧ 民間賃貸住宅紹介及び斡旋に係る関係団体等との連携調整に関する事。
		⑨ 被災住宅に係る住宅復興融資に関する事。
	⑩ 被災建築物の情報収集に関する事。	
	⑪ 被災建築物の応急危険度判定に関する事。	
	⑫ 被災者用住宅の確保に関する事。	
	⑬ 応急仮設住宅の建設に関する事。	
	⑭ 応急復旧用の住宅建設資材の斡旋に係る関係団体等との連携調整に関する事。	
	⑮ 水防活動の応援に関する事。	
	施設班 (施設課長)	① 建設中の県有施設に係る被害状況調査に関する事。
		② 各施設の点検及びパトロールの支援に関する事。
		③ 被災県有施設の応急対策に係る技術支援に関する事。
		④ 水防活動の応援に関する事。
	リニア整備推進班 (リニア整備推進局次長)	① 部内等の応援に関する事。
		② 水防活動の応援に関する事。
会計部 (部長 会計管理者)	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。
		② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。
	会計班 (会計課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。
		② 部内の連絡調整に関する事。
		③ 応急対策経費の出納に関する事。

		④ 災害時の出納の処理方法に関する事。
		⑤ 災害救助基金の出納に関する事。
		⑥ 県内の災害に係る義援金の募集に関する事。
	契約・検査班 (契約・検査課長)	① 本部の応急対策に係る物品の購入に関する事。 ② 部内等の応援に関する事。
企業部 (部長 公営企業管理者 次長 企業局次長)	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。
	経営推進班 (経営推進課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。 ② 部内の連絡調整に関する事。 ③ 部の応急対策経費・物品の出納に関する事。
	電気事業班 (電気事業課長)	① 企業局発電施設の応急対策等に関する事。
	水道事業班 (水道事業課長)	① 県営水道施設の応急対策等に関する事。 ② 飲料水供給の応援に関する事。
	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。
教育部 (部長 教育長 次長 教育次長)	教育政策班 (教育政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。
		② 部内の連絡調整に関する事。
		③ 臨時休校、一斉下校等の状況把握及び報道機関への情報提供に関する事。
		④ 教育施設における避難所開設の協力に関する事。
		⑤ 教育活動の再開に係る検討に関する事。
		⑥ 教職員の派遣に関する事。
		⑦ 児童及び生徒の被害状況の把握に関する事。
		⑧ 校舎待機児童及び生徒の状況把握に関する事。
	義務教育班 (義務教育課長)	① 公立幼稚園、小・中学校の災害情報収集・連絡活動に関する事。
		② 児童生徒等に対する安全な避難誘導等に関する事。
③ 公立幼稚園、小・中学校の応急対策に関する事。 ④ 児童生徒等の保護者への引渡しに関する事。 ⑤ 授業継続のための措置に関する事。 ⑥ 避難児童生徒等の応急教育に関する事。 ⑦ 被災した児童生徒への就学援助に関する事。		
高校教育班 (高校教育課長)	① 公立高等学校の災害情報収集・連絡活動に関する事。 ② 生徒等に対する安全な避難誘導等に関する事。 ③ 公立高等学校の応急対策に関する事。 ④ 生徒の保護者への引渡しに関する事。	

		⑤ 授業継続のための措置に関する事。
		⑥ 避難生徒の応急教育に関する事。
		⑦ 被災した生徒への授業料免除、就学援助に関する事。
		⑧ 避難所の開設・管理運営への協力に関する事。
	特別支援教育班 (特別支援教育課長)	① 特別支援学校の災害情報収集・連絡活動に関する事。 ② 児童生徒等に対する安全な避難誘導等に関する事。 ③ 特別支援学校の応急対策に関する事。 ④ 児童生徒の保護者への引渡しに関する事。 ⑤ 住民等の避難収容活動に関する事。 ⑥ 授業継続のための措置に関する事。 ⑦ 避難児童生徒等の応急教育に関する事。 ⑧ 被災した児童生徒への就学援助に関する事。 ⑨ 被災した児童生徒の学用品の供給に関する事。 ⑩ 避難所の開設・管理運営への協力に関する事。
	<u>学びの改革支援班</u> ( <u>学びの改革支援課長</u> )	① 総合教育センターの応急対策等に関する事。 ② 被災した児童生徒の学用品の供給に関する事。
	心の支援班 (心の支援課長)	① <u>児童生徒等の心のケア</u> に関する事。
	文化財・生涯学習班 (文化財・生涯学習課長)	① 社会教育施設等の応急対策等に関する事。 ② 文化財の応急対策等に関する事。 ③ 部内等の応援に関する事。
	保健厚生班 (保健厚生課長)	① 学校保健及び学校安全対策に関する事。 ② 学校給食の確保に関する事。 ③ 職員住宅等の被害情報収集、応急対策に関する事。
	スポーツ班 (スポーツ課長)	① 体育施設の応急対策等に関する事。 ② 部内等の応援に関する事。
警察部 (部長 警察本部長 <u>次長</u> 警務部長 生活安全部長 地域部長 刑事部長 交通部長 警備部長)	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。
	実施班 (警備第二課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。 ② 災害警備の実施に関する事。
	犯罪予防班 (生活安全企画課長) (生活環境課長)	① 犯罪の予防に関する事。 ② 危険物の保安及び便乗悪質行為の防止、取締りに関すること。
	交通規制班 (交通規制課長)	① 道路調査及び交通情報の収集、伝達に関する事。 ② 交通規制に関する事。 ③ 緊急通行車両等の確認事務に関する事。

議会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局	① 各部の応援に関すること。 (本部長または副本部長の要請により、上記各部の応援を行う。)
--	--

【備考】

- ・本部室の各担当は、危機管理部、企画振興部、総務部、県民文化部、産業労働部、農政部職員によって構成する。
- ・上記企画振興部、総務部、県民文化部、産業労働部、農政部各班の分掌事務は、本部室以外のものである。
- ・原子力災害対策に係る分掌事務は別に定める。

(別表第4) (第16条関係)

地方部の名称	位置	管轄区域
長野県国民保護対策本部佐久地方部	佐久地域振興局内	南佐久郡、北佐久郡、小諸市、佐久市
〃 上田地方部	上田 〃	小県郡、上田市、東御市
〃 諏訪地方部	諏訪 〃	諏訪郡、岡谷市、諏訪市、茅野市
〃 上伊那地方部	上伊那 〃	上伊那郡、伊那市、駒ヶ根市
〃 南信州地方部	南信州 〃	下伊那郡、飯田市
〃 木曾地方部	木曾 〃	木曾郡
〃 松本地方部	松本 〃	東筑摩郡、松本市、塩尻市、安曇野市
〃 北アルプス地方部	北アルプス 〃	北安曇郡、大町市
〃 長野地方部	長野 〃	埴科郡、上高井郡、上水内郡、長野市、須坂市、千曲市
〃 北信地方部	北信 〃	下高井郡、下水内郡、中野市、飯山市

(別表第 5 別表第 6) (第 18 条及び第 19 条)

室・部 (室長、部長等)	班 (班長)	分 掌 事 務
地方部 地方部長 (地域振興局長)	総務班	・ 本部組織の本部室、総務部、企画振興部、県民文化部及び会計部の分掌事務の例による。
副地方部長	<u>広域防災拠点運営・調整班</u>	・ <u>広域防災拠点の管理者や、防災関係機関と連携した広域防災拠点の運営及び現地調整に関すること。(開設状況に応じて設置)</u>
〔地域振興局副局長 保健福祉事務所長 建設事務所長 その他地方部長が 指名する者〕	環境班	・ 本部組織の環境部の分掌事務の例による。
	保健福祉班	・ 本部組織の健康福祉部の分掌事務の例による。
	農政班	・ 本部組織の農政部の分掌事務の例による。
	林務班	・ 本部組織の林務部の分掌事務の例による。
	商工班	・ 本部組織の産業労働部の分掌事務の例による。
	観光班	・ 本部組織の観光部の分掌事務の例による。
	建設班	・ 本部組織の建設部の分掌事務の例による。
	教育班	・ 本部組織の教育部の分掌事務の例による。
	警察班	・ 本部組織の警察部の分掌事務の例による。

<u>現地本部</u> ( <u>現地本部長</u> )	<u>班</u> ( <u>班 長</u> )	<u>分 掌 事 務</u>
<u>そのつど本部長</u> <u>が定める。</u> 〔 <u>本部長が指名す</u> <u>る職員</u> 〕	<u>同 左</u> <u>(同 左)</u>	① <u>そのつど本部長が定める。</u>

注) 各班が分掌事務を推進する場合、他の班と関連する事項のあるときは、それぞれ協議して実施するものとする。

様式第 1

長野県国民保護対策本部標札

(1) 本部

長野県国民保護対策本部

(2) 現地本部

長野県国民保護現地対策本部

(3) 地方部

長野県国民保護対策本部 ○ ○ 地方部

(注) 標札の大きさは適宜とする。

## 長野県緊急対処事態対策本部規程

### 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この規程は、長野県緊急対処事態対策本部条例（平成17年長野県条例第7号）第5条の規定により長野県緊急対処事態対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 本部

(組織及び分掌事務)

**第2条** 本部に別表第1に掲げる室、部、班、担当及び応援・受援本部を置く。

2 前項の室に室長、部に部長、班に班長、担当に担当リーダー、応援・受援本部に本部リーダーを置く。

3 室、部、班、担当及び応援・受援本部は、別表第1の事務を分掌する。

4 前三項に定めるもののほか、緊急対処事態対策本部長（以下「本部長」という。）は応急対応のため特に必要と認めるときは、室、部、班、応援・受援本部及び担当を置くことができる。その際、室に設ける、班、広域応援・受援本部及び担当については、別表第2を基本とする。

(副本部長)

**第3条** 緊急対処事態対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事をもってあてる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

なお副本部長にも事故あるときは、知事の職務代理者を定める規則（昭和39年4月1日規則第64号）第2項から第5項までに定める順序により（危機管理部長を除く。）、知事の補助機関である職員が本部長の職務を代理する。

また副本部長が本部長の職務を代理する順序は、上記規則第1項による。

(危機管理監)

**第4条** 危機管理監は、本部長の命を受けて室長及び部長を指揮し本部の事務を掌理する。

(室長、部長、次長及び室付)

**第5条** 室長及び部長は、本部長の命を受けて室及び部の事務を掌理する。

2 室に副室長及び本部室統括官、部に次長を置くことができる。



3 副室長は、室長を補佐し、室長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 本部室統括官又は部付は、室長又は部長の命を受けて特定の事務を処理する。

(班に置かれる職員の職)

**第6条** 班長は、上司の命を受けて班の事務を掌理する。

2 本部室には、連絡調整員を置く。

3 連絡調整員は、上司の命を受けて本部と部相互間の連絡及び各種情報収集の事務に従事する。

4 班員は、上司の命を受けて班の事務に従事する。

(職に充てられる職員)

**第7条** 前2条に規定する職に充てられる緊急対処事態対策本部員（以下「本部員」という。）及び本部員でないその他の職員（以下「本部職員」という。）は、別表第3のとおりとする。

(本部の設置)

**第8条** 知事は、内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）を経由して本部を設置すべき県の指定の通知を受けたときは、直ちに本部を設置する。

(本部設置の通知)

**第9条** 本部担当者は、直ちに、市町村長、知事の指定した指定地方公共機関その他の関係機関に対して、本部を設置した旨を通知する。

(廃止の基準等)

**第10条** 知事は、内閣総理大臣から本部を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、本部を廃止する。

2 前条の規定は、本部を廃止した場合について準用する。

(本部員会議)

**第11条** 本部長は、県が実施する緊急対処保護措置（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。）第172条第1項に規定する緊急対処保護措置をいう。以下同じ。）に関する基本的事項を協議するため、副本部長、室長及び部長を招集し、本部員会議を開催する。

また、本部員会議には、市町村、指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び重要な施設の管理者等の出席を求めることができる。

(本部の位置等)

**第12条** 本部は、県庁西庁舎災害対策本部室とする。

2 本部には、必要な設備を整備するものとする。

### 第3章 緊急処理事態現地対策本部

(設置)

**第13条** 本部長は、特定の地域において、緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急処理事態現地対策本部（以下「現地本部」という。）を置く。

(任務)

**第14条** 現地本部は、次の事務を処理する。

- (1) 情報を収集し、整理し、及びこれを本部長に報告すること。
- (2) 国、市町村その他の関係機関の実施する緊急対処保護措置に関する連絡調整をすること。
- (3) 県の機関が実施する緊急対処保護措置について、必要な調整をすること。
- (4) その他緊急を要する緊急対処保護措置を実施すること。

2 緊急処理事態現地対策本部長（以下「現地本部長」という。）は、緊急対処保護措置を実施するため必要があると認めるときは、本部長又は第13条の規定により緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めた特定の地域を所管する地方部長に対して、人員、物資、輸送車両等の調達及び確保に関して、本部長に対して必要な要請を、地方部長に対して指示をすることができる。

(職員)

**第15条** 現地本部に、緊急処理事態現地対策本部長、緊急処理事態現地対策本部員（以下「現地本部員」という。）及び緊急処理事態現地対策本部職員（以下「現地本部職員」という。）を置く。

- 2 現地本部長は、副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する。
- 3 現地本部員は、本部室を除く各部の主管班の企画幹のうちから、現地本部職員は本部職員のうちから本部長が指名する。
- 4 現地本部員は、現地本部長の命を受けて特定の事務を処理する。
- 5 現地本部職員は、上司の命を受けて現地本部の事務に徒事する。

## 第4章 緊急対処事態対策本部地方部

(設置)

**第16条** 緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施を図るため、緊急対処事態対策本部地方部（以下「地方部」という。）を置く。地方部の名称、位置及び管轄区域は、[別表第4](#)のとおりとする。

(任務)

**第17条** 地方部は、次の事務を処理する。

- (1) 管轄区域内の情報を収集し、及びこれを本部長に報告すること。
- (2) 管轄区域内の市町村の実施する緊急対処保護措置に関する連絡調整をすること。
- (3) 管轄区域を所管する県の現地機関の実施する緊急対処保護措置について、必要な調整をすること。

(職員の職)

**第18条** 地方部に、地方部長、副地方部長、班長及び班員を置く。

- 2 地方部長は、本部長の命を受けて地方部の事務を掌理する。
- 3 副地方部長は、地方部長を補佐する。
- 4 班長は、上司の命を受けて班の事務を掌理する。
- 5 班員は、上司の命を受けて班の事務に従事する。
- 6 第1項に規定する職に充てられる地方部に属する本部職員（以下「地方部職員」という。）は、[別表第5](#)のとおりとする。

(組織及び運営)

**第19条** 地域振興局長は、地方部の組織については、前2条に定めるもののほか、[別表第6](#)を基準とし、運営については、この規程の本部の運営を基準とし、かつ、その地方の実情に応じ、あらかじめ定めておかなければならない。

- 2 前項により定めた組織及び運営は、知事に報告するものとし、これを変更した場合も同様とする。
- 3 地方部の班は、[別表第6](#)の事務を分掌する。

## 第5章 雑則

(標識)

**第20条** 本部の職員の腕章、本部の車両の標識については別に定める。

- 2 本部、現地本部及び地方部には、別添様式第1の標札を掲示しなければならない。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 5 年 7 月 24 日から施行する。

(別表第1 別表第2 別表第3) (第2条第1項及び第4項並びに第7条関係)

室・部 (室長、部長等)	班、担当 (班長、担当リーダー)	分 掌 事 務
本部室 <u>危機管理部長</u> <u>副室長</u> <u>危機管理部</u> <u>次長</u> <u>本部室統括官</u> <u>危機管理防</u> <u>災課長</u> <u>消防課長(兼</u> <u>消防応援活</u> <u>調整副本部</u> <u>長)</u> <u>火山防災幹</u>	総括調整担当 (危機管理防災課課 長補佐)	① 緊急対処保護措置の総括に関すること ② 本部の運営・調整に関すること。 <u>③ 緊急対処保護措置方針に係る企画及び立案に関するこ</u> <u>と。</u> ④ 緊急対処保護措置に係る全体調整及び進行管理に関すること。 ⑤ 緊急対処保護措置に関する市町村との連絡調整に関すること(他部の分掌事務に係るものを除く) ⑥ 本部設置の通知に関すること。 <u>⑦ 関係機関との合同会議の開催に関すること。</u> ⑧ 自衛隊、指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県及び応援協定締結事業者等への応援要請(他部の所管に属する事項を除く。)の要否の決定に関すること。 ⑨ 本部及び地方部の設置に関すること。 ⑩ 現地本部の設置に関すること。 ⑪ 事務分掌外事案に係る対応の調整に関すること。 ⑫ 被災市町村への <u>情報連絡員(本部リエゾン)</u> の派遣の要否の決定に関すること。 ⑬ 救援の適用及び事務の取りまとめ等に関すること。 ⑭ 被災情報の総合的などりまとめに関すること。 ⑮ 避難所に関するニーズその他の情報の収集、整理及び記録に関すること。 ⑯ 避難者の受入れに関する市町村斡旋の連絡調整に関すること。 ⑰ 各種特例措置実施に係る住民への情報提供に関すること。 ⑱ 各種支援策に係る住民への周知に関すること。 ⑲ 危険物施設の応急対策に関すること。 ⑳ 災害復興計画のとりまとめに関すること。 ㉑ 国からの警報発令の通知の受領、伝達に関すること。 ㉒ 武力攻撃災害発生時の退避の指示及び警戒区域の設定に関すること ㉓ 特殊標章(赤十字標章を除く)等の交付及び管理に関すること。 ㉔ 安否情報の収集体制に関すること。

		<p>②⑤ 防災情報システムの運用に関すること。</p> <p>②⑥ 本部各部及び各班が収集した情報の整理、分類及び評価に関すること。</p> <p>②⑦ 重要な情報の確認及び本部長への伝達に関すること。</p> <p>②⑧ 気象情報等の収集及び市町村等関係機関への伝達に関すること。</p> <p>②⑨ 被害状況等の関係省庁及び防災関係機関への提供に関すること。</p> <p>③⑩ 地図情報の総括に関すること。</p> <p>③⑪ <u>次期フェーズの対応方針の検討に関すること。</u></p>
	<p>情報収集班 (危機管理防災課係長)</p>	<p>① 情報の収集に関する企画及び進行管理に関すること。</p> <p>② 本部各部及び各班が収集した情報の整理に関すること。</p> <p>③ 避難状況の取りまとめに関すること。</p> <p>④ <u>防災情報システムの入力状況の確認に関すること。</u></p> <p>⑤ 市町村、消防機関、警察等からの被害状況等に関する情報の収集、整理及び記録に関すること。</p> <p>⑥ 避難者数、避難所開設状況等の避難に関する情報の収集、整理及び記録並びに本部関係各部への伝達に関すること。</p> <p>⑦ <u>情報連絡員の派遣状況の整理及び共有に関すること。</u></p> <p>⑧ <u>災害即報の消防庁への報告に関すること。</u></p>
	<p>情報発信班 (消防課企画幹)</p>	<p>① 報道機関への被害状況等に関する公表資料の作成及びその提供に関すること。</p> <p>② 知事による県民への呼びかけ及び対応方針説明に関すること。</p> <p>③ 県の対応に関する情報提供及び呼びかけに関すること。</p> <p>④ 報道機関への緊急報道要請に関すること。</p> <p>⑤ 報道機関からの照会に対する対応に関すること。</p> <p>⑥ 県ホームページを活用した各種情報提供に関すること。</p> <p>⑦ ソーシャルメディアを活用した各種情報提供に関すること。</p> <p>⑧ プレスリリースに関すること。</p> <p>⑨ 安否情報の提供及び安否情報システム利用等の周知に関すること。</p>

	<p>⑩ 食料、生活必需品等及び義援物資等に係るニーズの報道提供に関すること。</p> <p>⑪ 写真等による情報の収集及び記録対応に関すること。</p> <p>⑫ 災害の記録及び資料の収集に関すること。</p> <p>⑬ <u>ソーシャルメディアを活用した県民ニーズの把握に関すること</u></p>
活動調整担当 ( <u>危機管理防災課</u> 危機対策幹)	<p>① 自衛隊、警察、緊急消防援助隊等との総合調整に係ること。</p> <p>② 各機関のヘリコプターの運航調整に関すること。</p> <p>③ <u>ヘリコプター運航調整会議に関すること。</u></p>
<u>消防班</u> ( <u>消防課企画幹</u> )	<p>① <u>救助部隊（陸上・航空）の活動調整に関すること。</u></p> <p>② <u>消防防災ヘリコプターの運航に関すること。</u></p> <p>③ <u>ヘリコプター等による偵察情報等の収集、整理及び記録に関すること。</u></p> <p>④ <u>救助・捜索状況に関する情報の収集、整理及び記録に関すること。</u></p> <p>⑤ <u>緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊への応援要請の要否の決定に関すること。</u></p> <p>⑥ <u>緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊の活動調整（他部の所管に属する事項を除く。）に関すること。</u></p>
<u>警察班</u> ( <u>危機管理防災課</u> 防災専門員)	<p>① <u>県警との被害状況、救助活動等に関する情報の相互提供及び確認に関すること。</u></p> <p>② <u>緊急通行車両の確認手続及び車両証の交付に関すること。</u></p>
庶務・ <u>通信</u> 担当 ( <u>消防課課長補佐</u> )	<p>① 本部員会議の開催に関すること。</p> <p>② 本部員会議の議事録作成に関すること。</p> <p>③ 関係機関連絡員室の設置に関すること。</p> <p>④ 本部、地方部等の人員調整に関すること。</p> <p>⑤ 地方部等の運営支援に関すること。</p> <p>⑥ 本部職員等の保健衛生、食料、寝具等の確保に関すること。</p> <p>⑦ 本部業務に必要な場所及び会議室用備品の確保に関すること。</p> <p>⑧ 自衛隊派遣部隊の受入体制の確保に関すること。</p> <p>⑨ 本部の経理に関すること。</p> <p>⑩ 自衛隊活動経費に係る調整に関すること。</p>

		<p>⑪ 他都道府県等行政機関からの見舞金の受入れ及び管理に関すること。</p> <p>⑫ 公用令書による公用負担に関すること。</p> <p>⑬ 義援金の配分委員会の設置及び配分額の決定に関すること。</p> <p>⑭ 義援物資の受付受入窓口の開設に関すること。</p> <p>⑮ 義援物資受付受入れの周知に関すること。</p> <p>⑯ 義援物資受領証の発行に関すること。</p> <p>⑰ 義援物資の公表に関すること。</p> <p>⑱ 被災地の視察、慰問、激励等に関すること。</p> <p>⑲ 国現地対策本部との連絡調整に関すること。</p> <p>⑳ 国への要望に関すること。</p> <p>㉑ 礼状の作成及び送付に関すること。</p> <p><u>㉒ 被災者等からの相談、苦情、要望等の受付窓口に関すること。</u></p> <p><u>㉓ 防災行政無線に関すること。</u></p> <p><u>㉔ 市町村への情報提供（一斉 FAX）に関すること。</u></p> <p><u>㉕ 災害用通信・情報収集設備の機能確保に関すること。</u></p> <p><u>㉖ 本部室の映像機器等運用に関すること。</u></p> <p><u>㉗ 通信事業者等外部団体との通信に係る連携に関すること。</u></p>
<p><u>応援・受援本部</u>  <u>本部リーダー</u>  <u>危機管理防災課</u>  <u>火山防災幹</u></p>	<p><u>広域防災拠点班</u>  <u>（危機管理防災課担当係長）</u></p>	<p>① <u>広域防災拠点の開設準備、開設に関すること。</u></p> <p>② <u>広域防災拠点の利用状況把握に関すること</u></p> <p>③ <u>広域物資輸送拠点、地域内物資輸送拠点の運営状況把握に関すること。</u></p>
	<p><u>人的応援・受援班</u>  <u>（危機管理防災課担当係長）</u></p>	<p>① <u>人的応援・受援に関する状況把握及びとりまとめに関すること。</u></p> <p>② <u>人的応援・受援に関する総合調整及び調整会議の実施に関すること。</u></p> <p>③ <u>県内市町村間、県内部の応援職員の調整及び状況把握に関すること。</u></p>
	<p><u>物資調整班</u>  <u>（危機管理防災課係員）</u>          ※物資輸送関係機関を含む</p>	<p>① <u>物的応援・受援に関する状況把握及びとりまとめに関すること。</u></p> <p>② <u>食料品、生活必需品等の輸送に関すること。</u></p> <p>③ <u>食料品、生活必需品等の一次集積、保管、分類及び在庫管理に関すること。</u></p>



		<p>④ 仮設トイレ及び段ボールベッドの設置に係る関係団体等との連携調整に関すること。</p> <p>⑤ 食料品、生活必需品等供給に係る被災地外市町村への供給調整及び斡旋に関すること。</p> <p>⑥ 国、他都道府県への食料品、生活必需品等供給に係る応援要請に関すること。</p> <p>⑦ 寒冷期対策としての生活必需品等の確保に関すること。</p> <p>⑧ 市町村からの食料、生活必需品等の供給応援要請受付及び把握に関すること。</p> <p>⑨ 自衛隊、日本赤十字社に対する食料品、生活必需品等の供給の要請に関すること。</p> <p>⑩ 緊急輸送車両に関すること。</p> <p>⑪ 県備蓄物資の供給の決定及び指示に関すること。</p> <p>⑫ 受入食料、物資の供給に係る決定及び指示に関すること。</p>
	<p><u>災害ボランティア班</u> (<u>NGO・NPO代表等</u>)</p>	<p>① <u>被災者のボランティアニーズの把握や支援情報の集約に関すること。</u></p> <p>② <u>ボランティア関係団体、中間支援組織との連携促進と支援活動の調整に関すること。</u></p>
<p>中央連絡部 部長 東京事務所長</p>	<p>中央連絡班 (東京事務所次長)</p>	<p>① 政府中央官署、国会等との連絡調整に関すること。</p>
<p>企画振興部 部長 企画振興部長 <u>次長</u> <u>企画振興部次長</u></p>	<p>○連絡調整員</p> <p>総合政策班 (総合政策課長)</p> <p>情報政策班 (情報政策課長)</p> <p><u>DX推進班</u> (<u>DX推進課長</u>)</p> <p><u>広報・共創推進班</u> (<u>広報・共創推進課長</u>)</p>	<p>① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。</p> <p>② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。</p> <p>① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関すること。</p> <p>② 部内の連絡調整に関すること。</p> <p>① 行政情報ネットワークに関すること。</p> <p>② 総合行政情報ネットワーク (LGWAN) に関すること。</p> <p>③ 部内等の応援に関すること。</p> <p>① 行政情報ネットワークに関すること。</p> <p>② 部内等の応援に関すること。</p> <p>① <u>被災者支援に係る NPO との連携に関すること。</u></p>

	交通政策班 (交通政策課長)	① 交通機関に係る災害情報の収集に関すること。
	<u>松本空港班</u> ( <u>松本空港課長</u> )	① <u>松本空港利用者の安全対策に関すること。</u> ② <u>松本空港の応急対策に関すること。</u>
	<u>地域振興班</u> ( <u>地域振興課長</u> )	① <u>部内等の応援に関すること。</u>
	市町村班 (市町村課長)	① 被災市町村の行政及び財政の連絡調整に関すること。 ② 被災市町村に対する財政支援措置対応に関すること。
	<u>信州暮らし推進班</u> ( <u>信州暮らし推進課長</u> )	① <u>部内等の応援に関すること。</u>
	<u>国際交流班</u> ( <u>国際交流課長</u> )	① <u>部内等の応援に関すること。</u>
	総務部 部長 総務部長 <u>次長</u> <u>総務部次長</u>	○連絡調整員
秘書班 (秘書課長)		① 幹部職員との連絡調整に関すること。
人事班 (人事課長)		① 派遣職員の選定等の調整に関すること。 ② 部内の連絡調整に関すること。
<u>コンプライアンス・行政経営班</u> ( <u>コンプライアンス・行政経営課長</u> )		① <u>部内等の応援に関すること。</u>
<u>職員キャリア開発班</u> ( <u>職員キャリア開発センター所長</u> )		① <u>部内等の応援に関すること。</u>
職員班 (職員課長)		① 本部職員の活動支援に関すること。 ② 職員住宅の応急対策等に関すること。 ③ 部内等の応援に関すること。 ④ 職員の惨事ストレス対策に関すること。 ⑤ 本部長の命ずる応急対策に関すること。
財政班 (財政課長)		① 災害経費の予算措置に関すること。
財産活用班		① 県庁舎の応急対策等に関すること。

	(財産活用課長)	② 有線電話に関すること。
		③ 会議室の使用停止（災害対応への優先使用）に関すること。
		④ 本部活動に必要な資機材及び車両等の確保に関すること。
	税務班 (税務課長)	① 県税に係る期限延長、執行猶予、減免等の特例措置の実施に関すること。
		② 被災者の県税の減免・徴収猶予に関すること。
		③ 部内等の応援に関すること。
	情報公開・法務班 (情報公開・法務課長)	① 部内等の応援に関すること。
	総務事務班 (総務事務課長)	① 部内等の応援に関すること。
県民文化部 部長 県民文化部長 <u>次長</u> <u>県民文化部次長</u> <u>こども若者局長</u>	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。
	文化政策班 (文化政策課長)	① 部内の災害情報収集及び対策本部との調整に関すること。 ② 部内の連絡調整に関すること。 ③ 文化会館等の応急対策等に関すること。
	国際班 (文化政策課多文化共生・パスポート室長)	① <u>外国籍県民等への災害情報の広報に関すること。</u> ② <u>外国籍県民等支援団体との連絡調整に関すること。</u>
	くらし安全・消費生活班 (くらし安全・消費生活課長)	① 食料・生活物資の調達に関すること。 ② 物価の安定、物資の安定供給のための措置に関すること。
	人権・男女共同参画班 (人権・男女共同参画課長)	① 所管施設の応急対策等に関すること。 ② 部内等の応援に関すること。 ③ <u>男女の違いや多様性に配慮した避難所の運営等に関すること</u>
	<u>県民の学び支援班</u> ( <u>県民の学び支援課長</u> )	① <u>私立学校の応急対策等に関すること。</u>
		② <u>専修学校、各種学校の応急対策等に関すること。</u>
		③ <u>臨時休校、一斉下校等の状況把握及び報道機関への情報提供に関すること。</u>
		④ <u>県立大学の応急対策等に関すること。</u>
		⑤ <u>部内等の応援に関すること。</u>
次世代サポート班 (次世代サポート課長)	① 部内等の応援に関すること。	

	こども・家庭班 (こども・家庭課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 児童福祉司、児童心理司の派遣に関する事。</li> <li>② 要配慮者(乳幼児、妊産婦)に係る市町村等への助言に関する事。</li> <li>③ 所管する現地機関及び保育所、児童福祉施設、婦人保護施設の応急対策等に関する事。</li> </ul>
健康福祉部 (部長 健康福祉部長 次長 健康部福祉部 次長)	○連絡調整員	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。</li> <li>② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。</li> </ul>
	健康福祉政策班 (健康福祉政策課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 部内の全体調整及び進行管理に関する事。</li> <li>② 部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関する事。</li> <li>③ 所管する現地機関及び県立病院機構の応急対策等に関する事。</li> <li>④ <u>災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の派遣に関する事。</u></li> </ul>
	医療政策班 (医療政策課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害医療本部の設置及び運営に関する事。</li> <li>② 医療救護の広域応援の調整に関する事。</li> <li>③ 医療機関の被災状況調査に関する事。</li> <li>④ 受入れ可能医療機関の把握に関する事。</li> <li>⑤ 医療救護所の設置に関する事。</li> <li>⑥ 医療救護班・DMATの派遣に関する事。</li> <li>⑦ 人工透析患者等の医療の供給に関する事。</li> <li>⑧ 医療機関からの要請に対する傷病者の緊急搬送に関する事。</li> <li>⑨ ドクターヘリの運航に関する事。</li> <li>⑩ 遺体の検案及びこれに係る必要な措置に関する事。</li> <li>⑪ <u>県立病院機構</u>の応急対策等に関する事。</li> </ul>
	<u>医師・看護人材確保班</u> ( <u>医師・看護人材確保対策課長</u> )	<ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>保健師等の派遣に関する事。</u></li> <li>② <u>所管する現地機関の応急対策等に関する事。</u></li> <li>③ <u>部内等の応援に関する事。</u></li> </ul>
	地域福祉班 (地域福祉課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 要配慮者の対応(災害時住民支え合いマップ)に関する事。</li> <li>② ボランティアの受入等に関する事。</li> <li>③ (福)長野県社会福祉議会との調整に関する事。</li> <li>④ 所管する現地機関及び社会福祉総合センター並びに所管する社会福祉施設(救護施設、授産施設)の応急対策等に関する事。</li> </ul>

	健康増進班 (健康増進課長)	① 管理栄養士の派遣に関する事。 ② <u>歯科医師及び歯科衛生士の派遣に関する事。</u> ③ <u>被災給食施設の栄養管理に関する事。</u> ④ <u>所管する現地機関の応急対策等に関する事。</u>	
	保健・疾病対策班 (保健・疾病対策課長)	② 心のケア対策に関する事。 ③ 要配慮者(難病患者、精神障がい者)に係る市町村等への助言に関する事。 ④ 所管する現地機関の応急対策等に関する事。	
	<u>感染症対策班</u> <u>(感染症対策課長)</u>	① <u>感染症の発生防止及びまん延防止に関する事。</u>	
	介護支援班 (介護支援課長)	① 介護職員等の派遣に関する事。 ② 所管する高齢者福祉施設の応急対策等に関する事。	
	障がい者支援班 (障がい者支援課長)	① 手話通訳者の派遣に関する事。 ② 要配慮者(障がい者)に係る市町村等への助言に関する事。 ③ 所管する現地機関及び障がい者福祉施設の応急対策等に関する事。	
	食品・生活衛生班 (食品・生活衛生課長)	① 食品衛生に関する事。 ② 被災食品営業施設に関する事。 ③ 広域火葬の応援・協力の要請に関する事。 ④ 遺体の搬送協力の調整に関する事。 ⑤ 棺、ドライアイス等の手配要請に係る支援に関する事。 ⑥ 特定動物の管理に関する事。 ⑦ 逃走動物の捕獲・収容に関する事。 ⑧ 被災動物の救援に関する事。 ⑨ 所管する現地機関の応急対策等に関する事。	
	薬事管理班 (薬事管理課長)	① 備蓄医薬品・衛生材料の供給に関する事。 ② 医療ガスの供給に関する事。 ③ 毒物劇物の情報提供に関する事。 ④ 薬剤師班の派遣に関する事。	
	災害医療班 〔災害医療本部〕 (健康福祉部長)	① 本部組織の健康福祉部の分掌事務のうち、国民保護計画第3編第5章「医療の提供及び助産」の実施に係る事。	
	環境部 (部長 環境部長 <u>次長</u> <u>環境部次長</u> )	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。
		環境政策班 (環境政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。 ② 部内の連絡調整に関する事。
水大気環境班		① 公共用水域等の水質汚濁に関する事。	

	(水大気環境課長)	② 応急給水の要請に関する事。
		③ 水道応急復旧の要請に関する事。
		④ 大気汚染に関する事。
	生活排水班 (生活排水課長)	① 下水道、農業集落排水施設、浄化槽の応急対策等に関する事。
自然保護班 (自然保護課長)	① 自然環境保全・利用施設の応急対策等に関する事。	
	② 部内等の応援に関する事。	
資源循環推進班 (資源循環推進課長)	① 廃棄物処理施設の被害状況調査に関する事。	
	② 災害廃棄物の処理に係る調整に関する事。	
	③ ごみ処理・し尿処理の広域調整に関する事。	
産業労働部 部長 産業労働部長 <u>次長</u> <u>産業労働部次長</u>	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。
	産業政策班 (産業政策課長)	① 部内の連絡調整に関する事。
		② 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。
		③ 生活必需品等物資の供給に係る協定締結団体への要請に関する事。
		④ 二次被害防止のための指示及び要請に関する事。
		⑤ 関係団体等への支援及び協力の要請に関する事。
	<u>経営・創業支援班</u> ( <u>経営・創業支援課長</u> )	① <u>部内等の応援に関する事。</u>
	産業立地・ <u>IT振興班</u> (産業立地・ <u>IT振興課長</u> )	① 部内等の応援に関する事。
	<u>産業技術班</u> ( <u>産業技術課長</u> )	① 高圧ガス、火薬類の災害防止に関する事。
		② 事業者(保安関係)の応急対策等に関する事。
③ LPガスに係る物資の調達に関する事。		
④ 部内等の応援に関する事。		
<u>産業</u> 人材育成班 ( <u>産業</u> 人材育成課長)	① 工科短期大学校及び技術専門校の応急対策等に関する事。	
	② 部内等の応援に関する事。	
労働雇用班 (労働雇用課長)	① 勤労者福祉センターの応急対策等に関する事。	
	② 被災者等からの労働相談に関する事。	
	③ 雇用特別相談所の開設及び運営支援に係る関係団体等との連携調整に関する事。	
	④ 部内等の応援に関する事。	

<u>営業部</u> <u>部長</u> <u>営業局長</u>	<u>営業班</u> <u>(営業局次長)</u>	<u>① 県内外に向けた情報発信、支援の呼び掛けに関するこ</u> <u>と。</u>
<u>観光部</u> <u>部長</u> <u>観光部長</u> <u>次長</u> <u>観光部次長</u>	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。
	<u>山岳高原観光班</u> <u>(山岳高原観光課長)</u>	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関すること。 ② 部内の連絡調整に関すること。 ③ 避難所運営に係るホテル、旅館等との連携協力に関すること。 ④ 観光客(外国人旅行者含む)の避難所受入に関すること。 ⑤ 観光業者に対する応急対策等に関すること。
	<u>観光誘客班</u> <u>(観光誘客課長)</u>	① 部内等の応援に関すること。
	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。
<u>農政部</u> <u>部長</u> <u>農政部長</u> <u>次長</u> <u>農政部次長</u>	<u>農業政策班</u> <u>(農業政策課長)</u>	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関すること。 ② 部内の連絡調整に関すること。 ③ 公用令書による公用負担に関すること。 ④ 国の機関に対する食料供給に係る応援要請に関すること。 ⑤ 農業共同利用施設等の応急対策等に関すること。 ⑥ 食料品等供給に係る協定締結団体への要請に関すること。 ⑦ 被災した農畜産業者に対する支援対応に関すること。 ⑧ 二次災害防止のための農業協同組合、農業者等への指導又は指示に関すること。 ⑨ 応急対策の実施又は農業協同組合、農業者等による応急対策の実施に係る指導に関すること。 ⑩ 復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給確保に係る関係機関への協力要請に関すること。 ⑪ 農作物及び農業用施設の被害状況の把握及び関係機関への情報提供に関すること。
	<u>農業技術班</u> <u>(農業技術課長)</u>	① 主要食料の調達に関すること。 ② 農作物の応急対策等に関すること。
	<u>園芸畜産班</u> <u>(園芸畜産課長)</u>	① 園芸特産関係の応急対策等に関すること。 ② 畜産関係の応急対策等に関すること。
	<u>農地整備班</u> <u>(農地整備課長)</u>	① 農地、農業用施設の応急対策等に関すること。
	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。

	農村振興班 (農村振興課長)	① 部内等の応援に関する事。
林務部 部長 林務部長 次長 林務部次長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。
	森林政策班 (森林政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。 ② 部内の連絡調整に関する事。 ③ 公用令書による公用負担に関する事。
	信州の木活用班 (信州の木活用課長)	① 林道及び林業関連施設の応急対策等に関する事。 ② 木材の調達に関する事。
	森林づくり推進班 (森林づくり推進課長)	① 林地及び治山施設の応急対策等に関する事。 ② 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関する事。
	建設部 部長 建設部長 次長 建設部次長 リニア整備推進 局長	○連絡調整員
	建設政策班 (建設政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。 ② 部内の連絡調整に関する事。 ③ 協定に基づく協会等機関への応援要請について。 ④ 土木資材の確保に関する事。 ⑤ 公用令書による公用負担に関する事。 ⑥ 障害物処理計画の策定及び策定に係る国等関係機関との協議に関する事。 ⑦ 各施設の被害状況に関する情報の収集、整理及び記録並びに関係機関への提供に関する事。
	道路管理班 (道路管理課長)	① 道路の応急対策等に関する事。 ② 道路の保全に関する事。 ③ 道路情報の収集及び提供に関する事。 ④ 通行の規制及び迂回路に関する事。 ⑤ 道路障害物の除去(啓開)に関する事。 ⑥ 水防活動の応援に関する事。
	道路建設班 (道路建設課長)	① 道路の応急対策等に関する事。 ② 水防活動の応援に関する事。
	水防班 (河川課長)	① 部の災害情報等のとりまとめに関する事。 ② 水防活動に関する事。 ③ 河川管理施設の応急対策等に関する事。 ④ 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関する事。



		⑤ 危険箇所に係る立入禁止区域の設定等の安全管理に関すること。
砂防班 (砂防課長)	①	砂防、地すべり、崖崩れ、雪崩に係る災害情報に関すること。
	②	土砂災害発生箇所の応急対策等に関すること。
	③	砂防施設危険箇所に係る立入禁止区域の設定等の安全管理に関すること。
	④	水防活動の応援に関すること。
都市・まちづくり班 (都市・まちづくり課長)	①	都市施設の応急対策等に関すること。
	②	都市公園・駐車場に関すること。
	③	各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関すること。
	④	水防活動の応援に関すること。
	⑤	被災宅地の危険度判定に関すること。
	⑥	被災宅地危険度判定の実施に係る連携調整に関すること。
建築住宅班 (建築住宅課長)	①	県営住宅入居者の避難誘導に関すること。
	②	県営住宅の被害状況調査に関すること。
	③	被災県営住宅の応急対策に関すること。
	④	災害公営住宅の建設に関すること。
	⑤	被災者の県営住宅優先入居に関すること。
	⑥	公営住宅の被災者への提供に係る調整に関すること。
	⑦	住宅相談の実施及びそれに係る関係団体との連絡調整に関すること。
	⑧	民間賃貸住宅紹介及び斡旋に係る関係団体等との連携調整に関すること。
	⑨	被災住宅に係る住宅復興融資に関すること。
	⑩	被災建築物の情報収集に関すること。
	⑪	被災建築物の応急危険度判定に関すること。
	⑫	被災者用住宅の確保に関すること。
	⑬	応急仮設住宅の建設に関すること。
	⑭	応急復旧用の住宅建設資材の斡旋に係る関係団体等との連携調整に関すること。
	⑮	水防活動の応援に関すること。
施設班 (施設課長)	①	建設中の県有施設に係る被害状況調査に関すること。
	②	各施設の点検及びパトロールの支援に関すること。
	③	被災県有施設の応急対策に係る技術支援に関すること。
	④	水防活動の応援に関すること。

	リニア整備推進班 (リニア整備推進局 次長)	① 部内等の応援に関する事 ② 水防活動の応援に関する事	
会計部 (部長 会計管理者)	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事	
	会計班 (会計課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事 ③ 応急対策経費の出納に関する事 ④ 災害時の出納の処理方法に関する事 ⑤ 災害救助基金の出納に関する事 ⑥ 県内の災害に係る義援金の募集に関する事	
		契約・検査班 (契約・検査課長)	① 本部の応急対策に係る物品の購入に関する事 ② 部内等の応援に関する事
企業部 (部長 公営企業管理者 次長 企業局次長)		○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事
	経営推進班 (経営推進課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事 ③ 部の応急対策経費・物品の出納に関する事	
		電気事業班 (電気事業課長)	① 企業局発電施設の応急対策等に関する事
	水道事業班 (水道事業課長)	① 県営水道施設の応急対策等に関する事 ② 飲料水供給の応援に関する事	
教育部 (部長 教育長 次長 教育次長)	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事	
	教育政策班 (教育政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事 ③ 臨時休校、一斉下校等の状況把握及び報道機関への情報提供に関する事 ④ 教育施設における避難所開設の協力に関する事 ⑤ 教育活動の再開に係る検討に関する事 ⑥ 教職員の派遣に関する事 ⑦ 児童及び生徒の被害状況の把握に関する事 ⑧ 校舎待機児童及び生徒の状況把握に関する事	
		義務教育班 (義務教育課長)	① 公立幼稚園、小・中学校の災害情報収集・連絡活動に関する事 ② 児童生徒等に対する安全な避難誘導等に関する事 ③ 公立幼稚園、小・中学校の応急対策に関する事

	④ 児童生徒等の保護者への引渡しに関すること。
	⑤ 授業継続のための措置に関すること。
	⑥ 避難児童生徒等の応急教育に関すること。
	⑦ 被災した児童生徒への就学援助に関すること。
高校教育班 (高校教育課長)	① 公立高等学校の災害情報収集・連絡活動に関すること。
	② 生徒等に対する安全な避難誘導等に関すること。
	③ 公立高等学校の応急対策に関すること。
	④ 生徒の保護者への引渡しに関すること。
	⑤ 授業継続のための措置に関すること。
	⑥ 避難生徒の応急教育に関すること。
	⑦ 被災した生徒への授業料免除、就学援助に関すること。
	⑧ 避難所の開設・管理運営への協力に関すること。
特別支援教育班 (特別支援教育課長)	① 特別支援学校の災害情報収集・連絡活動に関すること。
	② 児童生徒等に対する安全な避難誘導等に関すること。
	③ 特別支援学校の応急対策に関すること。
	④ 児童生徒の保護者への引渡しに関すること。
	⑤ 住民等の避難収容活動に関すること。
	⑥ 授業継続のための措置に関すること。
	⑦ 避難児童生徒等の応急教育に関すること。
	⑧ 被災した児童生徒への就学援助に関すること。
	⑨ 被災した児童生徒の学用品の供給に関すること。
	⑩ 避難所の開設・管理運営への協力に関すること。
<u>学びの改革支援班</u> <u>(学びの改革支援課</u> <u>長)</u>	① 総合教育センターの応急対策等に関すること。
	② 被災した児童生徒の学用品の供給に関すること。
心の支援班 (心の支援課長)	① 児童生徒等の心のケアに関すること。
文化財生涯学習班 (文化財・生涯学習課長)	① 社会教育施設等の応急対策等に関すること。
	② 文化財の応急対策等に関すること。
	③ 部内等の応援に関すること。
保健厚生班 (保健厚生課長)	① 学校保健及び学校安全対策に関すること。
	② 学校給食の確保に関すること。
	③ 職員住宅等の被害情報収集、応急対策に関すること。
スポーツ班 (スポーツ課長)	① 体育施設の応急対策等に関すること。
	② 部内等の応援に関すること。

警察部 部長 警察本部長 次長 警務部長 生活安全部長 地域部長 刑事部長 交通部長 警備部長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。
	実施班 (警備第二課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関すること。 ② 災害警備の実施に関すること。
	犯罪予防班 (生活安全企画課長) (生活環境課長)	① 犯罪の予防に関すること。 ② 危険物の保安及び便乗悪質行為の防止、取締りに関すること。
	交通規制班 (交通規制課長)	① 道路調査及び交通情報の収集、伝達に関すること。 ② 交通規制に関すること。 ③ 緊急通行車両等の確認事務に関すること。

【備考】

- ・本部室の各担当は、危機管理部、企画振興部、総務部、県民文化部、産業労働部、農政部職員によって構成する。
- ・上記企画振興部、総務部、県民文化部、産業労働部、農政部各班の分掌事務は、本部室以外のものである。
- ・原子力災害対策に係る分掌事務は別に定める。

(別表第4) (第16条関係)

地方部の名称	位置	管轄区域
長野県緊急対処事態対策本部佐久地方部	佐久地域振興局内	南佐久郡、北佐久郡、小諸市、佐久市
〃 上田地方部	上田 〃	小県郡、上田市、東御市
〃 諏訪地方部	諏訪 〃	諏訪郡、岡谷市、諏訪市、茅野市
〃 上伊那地方部	上伊那 〃	上伊那郡、伊那市、駒ヶ根市
〃 南信州地方部	南信州 〃	下伊那郡、飯田市
〃 木曾地方部	木曾 〃	木曾郡
〃 松本地方部	松本 〃	東筑摩郡、松本市、塩尻市、安曇野市
〃 北アルプス地方部	北アルプス 〃	北安曇郡、大町市
〃 長野地方部	長野 〃	埴科郡、上高井郡、上水内郡、長野市、須坂市、千曲市
〃 北信地方部	北信 〃	下高井郡、下水内郡、中野市、飯山市

(別表第5 別表第6) (第18条及び第19条関係)

室・部 (室長、部長等)	班 (班長)	分 掌 事 務
地方部 地方部長	総務班	・本部組織の本部室、総務部、企画振興部、県民文化部及び会計部の分掌事務の例による。

(地域振興局長) 副地方部長 〔地域振興局副局長 保健福祉事務所長 建設事務所長 その他地方部長が 指名する者〕	<u>広域防災拠点運営・調整班</u>	・ <u>広域防災拠点の管理者や、防災関係機関と連携した広域防災拠点の運営及び現地調整に関すること。(開設状況に応じて設置)</u>
	環境班	・ 本部組織の環境部の分掌事務の例による。
	保健福祉班	・ 本部組織の健康福祉部の分掌事務の例による。
	農政班	・ 本部組織の農政部の分掌事務の例による。
	林務班	・ 本部組織の林務部の分掌事務の例による。
	商工班	・ 本部組織の産業労働部の分掌事務の例による。
	観光班	・ 本部組織の観光部の分掌事務の例による。
	建設班	・ 本部組織の建設部の分掌事務の例による。
	教育班	・ 本部組織の教育部の分掌事務の例による。
	警察班	・ 本部組織の警察部の分掌事務の例による。

<u>現地本部</u> (現地本部長)	<u>班</u> (班 長)	<u>分 掌 事 務</u>
<u>そのつど本部長が定める。</u> 〔本部長が指名する職員〕	<u>同 左</u> (同 左)	① <u>そのつど本部長が定める。</u>

注) 各班が分掌事務を推進する場合、他の班と関連する事項のあるときは、それぞれ協議して実施するものとする。

様式第 1

長野県緊急対応事態対策本部標札

(1) 本部

長野県緊急対応事態対策本部

(2) 現地本部

長野県緊急対応事態現地対策本部

(3) 地方部

長野県緊急対応事態対策本部 ○ 地方部

(注) 標札の大きさは適宜とする。

## 長野県警戒・対策本部設置要綱

### 第1章 総則

#### (設置目的)

第1 危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合において、迅速かつ適切な対応を実施するため、警戒・対策本部又は警戒連絡会議を設置する。

2 この要綱において「危機」とは、多数の県民の生命、身体若しくは財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態で、次に掲げるものをいう。

#### (1) 災害

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害

#### (2) 武力攻撃事態

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」という。）第2条に規定する武力攻撃事態等及び同法第25条に規定する緊急処理事態

#### (3) 新型インフルエンザ等

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条に規定する新型インフルエンザ等が発生した場合

#### (4) その他の危機

(1)、(2)若しくは(3)以外の事件、事故又はこれに類する事態

#### (設置基準)

第2 警戒・対策本部又は警戒連絡会議は、災害対策基本法第40条に規定する長野県地域防災計画及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）第34条に規定する長野県国民保護計画に定めるもののほか、次の各号に定めるところにより設置する。

(1) 警戒・対策本部は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、当該危機が複数の部局により組織的に対応する必要がある場合に設置する。ただし、別表1に記載する対策本部（以下「法設置対策本部」という。）が設置された場合を除く。

(2) 連絡会議は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、当該危機が関係する部局の連絡を強化する必要がある場合に設置する。ただし、法設置対策本部及び警戒・対策本部が設置された場合を除く。

### 第2章 警戒・対策本部

#### (組織)

第3 警戒・対策本部の構成は、本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は危機管理監をもって充てる

3 本部員は別表2に定める職にある者又は当該職にある者が様式1により、あらかじめ指定した者をもって構成する。

#### (職務)

第4 本部長は、警戒・対策本部を総括する。

2 本部長に事故がある時は、副知事の内あらかじめ定めた者がその職務を代理する。

#### (庶務)

第5 警戒・対策本部の庶務は、当該危機を所管する部局において行う。

(本部員会議)

第6 本部長は、危機に対する応急対策等を協議するため、副本部長及び本部員を招集し、本部員会議を開催することができる。

(廃止の基準等)

第7 本部長は、危機が拡大するおそれがなくなると認めるとき、又は応急対応が概ね完了したと認めるときには、警戒・対策本部を廃止する。

(幹事会議、連絡員会議)

第8 本部員の属する部局の主管課長を警戒・対策本部の幹事とし、当該部局の担当者を本部連絡員とする。

2 当該危機を主に担当する部局長若しくは担当課長は、必要と認めるときに、警戒・対策本部幹事会又は警戒・対策本部連絡員会議を開催することができる。

(地方部の設置)

第9 本庁における警戒・対策本部に対応し、必要に応じ圏域単位の地方部を設置する。

### 第3章 警戒連絡会議

(組織)

第10 警戒連絡会議は、当該危機を主に担当する部局長又は担当課長及び関係課長又は担当者をもって構成する。

2 警戒連絡会議の座長は、当該危機を主に担当する部局長又は担当課長をもってあてる。

3 座長は警戒連絡会議を総括する。

(会議)

第11 警戒連絡会議は、座長が必要と認めるときに招集する。

(庶務)

第12 警戒連絡会議の庶務は当該危機を所管する課において行う。

(地方部の設置)

第13 本庁における警戒連絡会議に対応し、必要に応じ圏域単位の地方部を設置する。

#### 附 則

この要綱は、平成25年3月26日から適用する。

なお、「長野県災害警戒・対策本部設置要綱」は廃止する。

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

この要綱は、令和2年3月31日から適用する。

この要綱は、令和3年11月1日から適用する。



(別表1)

災害対策基本法第 23 条第 1 項に基づく災害対策本部（原子力災害対策特別措置法第 22 条第 1 項に基づくものを含む。）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 27 条第 1 項に基づく国民保護対策本部及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 183 条により読み替える第 27 条第 1 項に基づく緊急対処事態対策本部

大規模地震対策特別措置法第 16 条に基づく地震災害警戒本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 22 条第 1 項に基づく新型インフルエンザ等対策本部

長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例第 3 条第 1 項に基づく新型コロナウイルス感染症等に関する対策本部

(別表2)

危機管理監

企業局長 教育次長

危機管理部長 企画振興部長 総務部長 県民文化部長 健康福祉部長 環境部長

産業労働部長 観光部長 農政部長 林務部長 建設部長 会計局長

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(都道府県の役割)

第2条 都道府県は、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）に対して、相互扶助の精神に基づき、全国知事会の調整の下で行われる全国的な広域応援に協力するものとする。

2 都道府県は、前項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努めるものとする。

(ブロック幹事県の設置等)

第3条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、次表の各ブロックに幹事県を置く。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

- 2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。
- 3 幹事県は、原則として各ブロック知事会の会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。
- 4 各ブロックにおいては、ブロック内での相互応援協定等を締結し、被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（カバー（支援）県）を定めるなど、ブロック内での支援体制の構築に努めるものとする。
- 5 幹事県は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合には、全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。
- 6 幹事県が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

#### （災害対策本部等の設置）

第4条 全国知事会は、本協定に定める広域応援等の調整を行う場合は、必要に応じて災害対策本部等（以下「対策本部」という。）を設置することができる。

- 2 対策本部の設置及び運営等は、別に定める。

#### （広域応援の実施）

第5条 全国知事会は、被災県の属するブロックの幹事県から、第3条第5項に基づく広域応援の要請があった場合には、全国的な広域応援を実施するため、都道府県に対して応援の要請を行う。

- 2 全国知事会から応援の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
- 3 通信の途絶等により、第3条第5項の要請がなされない場合であっても、広域応援の必要があると認められる場合には、全国知事会は第1項に規定する広域応援の要請を行うことができる。

#### （業務の代行）

第6条 首都直下地震等により、第4条から前条までの全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合には、関東地方知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

- 2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事県による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

(経費の負担)

第7条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。

3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第9条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する

2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成30年11月9日から適用する

2 平成24年5月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、令和3年11月22日から適用する

2 平成30年11月9日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書の正本を全国知事会において保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

令和3年11月22日

全国知事会 会長  
鳥取県知事 平 井 伸 治

全国知事会 危機管理・防災特別委員会委員長  
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

全国知事会 東日本大震災復興協力本部本部長  
静岡県知事 川 勝 平 太

北海道東北地方知事会 会長  
青森県知事 三 村 申 吾

関東地方知事会 会長  
山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

中部圏知事会 会長  
愛知県知事 大 村 秀 章

近畿ブロック知事会 会長  
大阪府知事 吉 村 洋 文

中国地方知事会 会長  
山口県知事 村 岡 嗣 政

四国知事会 常任世話人  
愛媛県知事 中 村 時 広

九州地方知事会 会長  
大分県知事 広 瀬 勝 貞

## 「震災時等の相互応援に関する協定」

## (趣 旨)

第1条 この協定は、関東地方知事会を組織する知事の協議により、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県（以下「都県」という。）において、地震等による災害又は武力攻撃事態等若しくは緊急対処事態（以下「災害」という。）において、被災した都県（避難住民（都県以外からの避難住民を含む。）を受入れている都県を含む。以下「被災都県」という。）独自では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害対策基本法第5条の2、同法第8条第2項第12号及び同法第74条第1項の規定又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第3条第4項及び同法第172条第4項の規定並びに同法第32条第2項第6号及び同法第182条第1項の規定による地方公共団体相互の広域的な連携協力に関する基本方針の内容並びに友愛精神に基づき、都県が相互に救援協力し、被災都県の応急対策及び復旧対策を円滑に実施するため、必要な応援その他の事項について定める。

## (連絡窓口)

第2条 都県は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、都県において激甚な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

2 都県は、災害時の情報交換手段を確保するため、複数の通信連絡網整備に努めるものとする。

## (応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

ア 食料、飲料水及びその他の生活必需物資

イ 避難、救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資

ウ 避難、救援及び救助活動に必要な車両・舟艇等

(2) 応急対策に必要な職員の派遣等

ア 避難、救援、救助及び応急復旧等に必要な職員

イ ヘリコプターによる情報収集等

ウ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアのあっせん

(3) 施設又は業務の提供若しくはあっせん

ア 傷病者の受入れのための医療機関

- イ 被災者を一時収容するための施設
- ウ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
- エ 仮設住宅用地
- オ 輸送路の確保及び物資拠点施設

(4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

- 2 都県は、前項の応援が円滑に実施できるよう、物資、資機材等の確保、備蓄に努めるものとする。

(カバー都県・協力都県の設置)

第4条 都県は、協議により、被災都県に対し直接応援をする都県（以下「カバー都県」という。）をあらかじめ定めることができる。

- 2 カバー都県は、被災都県を直接的・物的に支援するほか、被災都県を応援する都県の選定及び連絡調整並びに国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災都県を補完することを主な役割とする。
- 3 カバー都県以外で被災しなかった都県（以下「協力都県」という。）は、被災都県又はカバー都県からの要請に基づき、被災都県の応援に協力するものとする。

(幹事都県の役割)

第5条 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「全国協定」という。）第4条第1項に規定する関東地方知事会の幹事県（以下「幹事都県」という。）は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 複数都県が被災した場合における、全国協定第4条第3項の規定によるブロック内の総合調整及び全国知事会に対する広域応援の要請
- (2) 全国協定第9条に基づくブロック間応援に係る隣接ブロックの幹事県等との連絡調整

(幹事代理都県の設置)

第6条 幹事都県が被災等によりその事務を遂行できなくなった場合、幹事都県に代わって職務を代行する都県（以下「幹事代理都県」という。）を置く。

- 2 幹事代理都県は、別に定める順序に従い幹事都県が指名する。

(連絡員の派遣)

第7条 災害が発生し、被災都県から連絡員の派遣の求めがあったとき、又はカバー都県が必要があると認めたときは、カバー都県は、被災都県に対して連絡員を派遣し、被災地の情報収集を行うものとする。

2 カバー都県は、連絡員を派遣する場合においては、派遣職員自らが消費又は使用する物資を携行するなど自律的活動に努めるものとする。

(応援要請の方法)

第8条 応援を受けようとする都県は、次の事項について、カバー都県に対し口頭又は文書で要請を行い、応援する都県が決定した後に、応援することとなった都県に対し、文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第3条第1項各号に掲げる応援の要請内容
- (3) 応援の場所及び応援場所への経路
- (4) 車両、航空機、船舶の派遣場所
- (5) 応援の期間
- (6) 要請担当責任者氏名及び連絡先
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

第9条 カバー都県及び協力都県は、前条の規定にかかわらず、緊急に応援出動をすることが必要と認められるときは、第7条の規定による連絡員が収集した情報等により自主的に応援活動に出動できるものとする。

2 カバー都県及び協力都県は、前項による自主出動を実施した際には、被災都県及び他の都県に対して、出動の連絡を行うものとする。

3 カバー都県及び協力都県は、自主的な応援活動のために職員を派遣する場合においては、第7条第2項に準じて、自律的活動に努めるものとする。

(応援受入れ体制)

第10条 都県は、災害時における他の都県からの連絡員、応援要員及び応援物資等を受け入れるための体制、施設及び場所等をあらかじめ定めておくものとする。

(応援経費の負担)

第11条 応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた都県が負担するものとする。

2 応援を受けた都県が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた都県から要請があった場合には、応援した都県は、当該費用を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。）支弁するものとする。



- 3 第7条の規定による連絡員の派遣及び被災地における情報収集活動に要した経費は、カバー都県が負担するものとする。
- 4 前3項の規定によりがたいときは、その都度、応援を受けた都県と応援した都県の間で協議して定めるものとする。

(ブロック間応援におけるカバー都県)

第12条 複数都県が被災し、全国協定第9条に規定するブロック間応援を要請する場合、被災都県を応援する道県については、幹事都県（幹事代理都県を含む。以下、同じ。）が、隣接ブロックの幹事県等と協議の上決定するものとする。

- 2 隣接ブロックに対してブロック間応援を行おうとする場合も、前項と同様に、幹事都県の調整により、被災県（全国協定第1条に規定する被災県をいう。）を応援する都県を決定するものとする。

(他の協定との関係)

第13条 この協定は、全国協定及び都県が個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第14条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(資料の交換)

第15条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画、国民の保護に関する計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(連絡会議の設置)

第16条 都県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置するものとする。

(その他)

第17条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、都県が協議して別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成8年6月13日から適用する。

2 昭和52年6月16日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成14年3月31日から適用する。

2 平成8年6月13日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成16年2月24日から適用する。

2 平成14年3月31日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成20年2月6日から適用する。

2 平成16年2月24日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成25年7月31日から適用する。

2 平成20年2月6日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書10通を作成し、各都県記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年7月31日

東京都知事 猪瀬直樹

茨城県知事 橋本昌

栃木県知事 福田富一

群馬県知事 大澤正明

埼玉県知事 上田清司

千葉県知事 森田 健作

神奈川県知事 黒岩 祐治

山梨県知事 横内 正明

静岡県知事 川勝 平太

長野県知事 阿部 守一

## 災害時等の応援に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市（以下「縣市」という。）で第1号に掲げる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合並びに第2号及び第3号に掲げる事態（以下「災害時等」という。）において、被災縣市又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要がある縣市（以下「被災縣市等」という。）では被災者等（避難住民並びに大規模災害、武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害による被災者をいう。以下同じ。）の避難、救援等の対策が十分に実施できない場合に、被災縣市等の要請に基づき行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- (2) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」という。）第1条に定める武力攻撃事態等
- (3) 武力攻撃事態対処法第25条第1項に定める緊急処理事態

### (応援縣市)

第2条 大規模な災害時等においては、救援活動等を速やかに実施できる体制を執るため、応援縣市は、必要に応じ被災縣市等に対する救援対策本部を設置することができる。

- 2 応援縣市は、相互に連絡をとり、主たる応援縣市を決定する。
- 3 主たる応援縣市は、速やかに救援対策本部を設置するものとする。

### (応援の内容)

第3条 応援縣市が行う応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
    - ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供及びあっせん
    - イ 被災者等の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及びあっせん
    - ウ 避難、救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあっせん
    - エ 避難、救援・救護、救助活動及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
  - (2) 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災縣市等の境界付近における必要な措置
  - (3) 被災者等の一時収容のための施設の提供
  - (4) 医療機関による傷病者の受入
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
- 2 各縣市は、前項の応援が円滑に実施できるよう必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

### (応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする縣市は、別に定める内容を明らかにして、他の縣市に要請するものとする。

- 2 各縣市は、前項の要請を円滑に行うため、通信手段の整備に努めるものとする。

(災害時等における自主的活動)

第5条 災害時等であつて別に定めるときに通信途絶等により被災縣市等から前条の要請がない場合、他の縣市は速やかにその被災状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた縣市の負担とする。

2 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援縣市の負担とする。

3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災縣市等が、被災縣市等への往復の途中において生じたものについては、応援縣市が賠償の責めに任ずる。

4 前3項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災縣市等及び応援縣市が協議して定める。

(情報交換)

第7条 各縣市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画、国民保護計画その他必要な情報を相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 各縣市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、他の縣市主催の防災訓練等に相互に参加するよう努めるものとする。

(連絡協議会の設置)

第9条 この協定に関する事項、その他必要な事項を研究・協議するため中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会を設置するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、関係縣市が協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成19年7月26日から施行する。

2 平成7年11月14日締結の協定は、平成19年7月25日限りで廃止する。

平成19年7月26日

富山県知事 石川県知事 福井県知事 長野県知事 岐阜県知事 静岡県知事 愛知県知事  
三重県知事 滋賀県知事 名古屋市長

## 災害時等の応援に関する協定 実施細則（防災）

### （趣旨）

第1条 この実施細則は、「災害時等の応援に関する協定」（以下「協定」という。）のうち協定第1条第1号に掲げる災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害に関する事項の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （応援縣市）

第2条 協定第2条第1項に基づく応援縣市の救援対策本部の業務は、次のとおりとし、第3項に基づき決定される主たる応援縣市の調整に基づき、行うものとする。

- (1) 被災縣市の情報収集と状況把握
  - (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
  - (3) 中部9県1市連絡事務所への連絡員派遣
  - (4) 震度7の地震が中部9県1市内で発生、又は災害発生時に被災縣市と連絡がとれない場合、速やかに初動時に必要な物資を準備し、必要に応じ搬出
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うため必要な業務
- 2 前項の応援縣市の救援対策本部には、被災縣市への一元的、一体的な応援のため、必要に応じて、応援県の市町村等の応援関係団体が参加することができるものとする。
- 3 協定第2条第2項に基づく主たる応援縣市は、別表1のとおり、決定するものとする。
- 4 協定第2条第3項に基づく主たる応援縣市の救援対策本部の業務は、次のとおりとする。
- (1) 被災縣市災害対策本部内での中部9県1市連絡事務所の設置及び連絡員派遣
  - (2) 被災縣市の情報収集と状況把握
  - (3) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
  - (4) 要請内容の協定縣市への適切な仕分け（コーディネート）
  - (5) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
  - (6) 被災縣市および災害応急活動実施機関との連絡調整
  - (7) 被災者の受入施設（病院・福祉施設・仮設住宅等）の確保および調整
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うため必要な業務
- 5 前各項の業務の遂行に関し必要な事項は、別に定める。

### （応援の内容）

第3条 協定第3条第1項の規定に基づく物資、資機材及び応急復旧に必要な職員の状況等は、常時実態どおり把握しておくものとし、そのうち、緊急時に必要な食料・生活必需品・医薬品の内容に変更があったときは、速やかに、各縣市に連絡するものとする。

2 協定第3条第2項の規定に基づき、物資、資機材の備蓄に努めるとともに、各地域におけるこれらの製造業者又は販売業者等と災害時における物資等の調達に関する協定を締結するよう努めるものとする。

### （応援要請の手続）

第4条 応援を受けようとする縣市は、無線又は電話等（以下「無線等」という。）により次の事項を明らかにして要請し、後日、速やかに応援要請書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 物資等の搬入、人員の派遣
  - ア 物資・資機材の搬入

- 物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
- イ 人員の派遣
- 職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

(応援実施の手続)

- 第5条 要請を受けた県市は、要請事項の確認後、速やかに、各応援県市と連絡調整し、要請事項および搬入・派遣に要する時間などの応援計画を無線等により被災県市に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。
- 2 要請を受けた県市と協定第2条第2項に規定する主たる応援県市とが異なる場合は、主たる応援県市が前項の手続きを行うものとする。

(応援物資の受領の通知)

- 第6条 被災県市は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。

(応援終了報告)

- 第7条 主たる応援県市は、応援が終了したときは、被災県市に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(災害時等における自主的活動)

- 第8条 協定第5条に規定する別に定めるときとは、震度6弱以上の地震による災害をいう。
- 2 協定第5条に規定する自主的な情報収集活動の内容は、次のとおりとする。
- (1) ヘリコプター等による被災状況の収集
  - (2) 職員派遣による情報収集
  - (3) その他効果的な情報収集
- 3 前項により知り得た情報は、被災県市および他の県市に速やかに伝達するものとする。
- 4 第2項の情報収集活動または他の県市からの情報により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災県市等と連絡ができない場合は、他の県市と連絡調整を行いながら自主的に応援活動を実施するものとする。
- 5 応援県市は、災害直後、自主的な応援活動のため職員等を派遣する場合においては、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。
- 6 第2項から前項までの活動は、各県市の友愛精神のもとに行うものであり、この場合においては、被災県市等から協定第4条の規定に基づく応援要請があったとみなし、その応援手続は、細則第4条から第7条までの規定を準用し、事後処理を行うものとする。

(経費の負担)

- 第9条 協定第5条の規定に基づく自主的な情報収集および前条第4項の規定に基づく自主的活動に要した経費は、応援県市の負担とする。
- 2 応援職員の派遣に要する経費については、応援県市が定める規定により算定した当該応援職員の旅費および諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

- 第10条 協定第7条の規定に基づく共通の情報は次のとおりとし、変更の都度、各県市に報告するものとする。
- (1) 連絡担当部局および通信手段一覧表(別表2)



- (2) 備蓄物資、業者提携物資一覧表
  - (3) ヘリポート及びヘリコプター離着陸可能箇所
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、共通の情報として必要と認められる内容
- 2 隣接県市は、同条に定める情報のほか、次の内容についても情報交換し、より緊密な連絡体制を維持することとする。
- (1) 輸送ルート、応援物資の集積場所等の応援に必要な情報
  - (2) 病院・福祉施設などの所在地、入院入所可能数
  - (3) 避難所の位置
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる内容

附 則 この実施細則は、平成24年8月6日から施行する。

平成24年8月6日

富山県知事政策局長      石川県危機管理監      福井県危機対策監  
長野県危機管理監兼危機管理部長      岐阜県危機管理統括監      静岡県危機管理監  
愛知県防災局長      三重県防災対策部長      滋賀県防災危機管理監      名古屋市消防長

(別表1)

被災縣市と主たる応援縣市の一覧表

被災縣市	主たる応援県順位
富山県	1 石川県 2 長野県 3 岐阜県
石川県	1 富山県 2 福井県 3 岐阜県
福井県	1 石川県 2 岐阜県 3 滋賀県
長野県	1 富山県 2 石川県 3 岐阜県
岐阜県	1 愛知県 2 三重県 3 富山県
静岡県	1 愛知県 2 長野県 3 岐阜県
愛知県	1 岐阜県 2 三重県 3 静岡県
三重県	1 愛知県 2 岐阜県 3 滋賀県
滋賀県	1 三重県 2 福井県 3 岐阜県

※どの県が主たる応援縣市として活動するか、中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県（名古屋市の場合は愛知県）が確認し、中部9県1市内で共有する。

※名古屋市は、愛知県と調整の上、応援を行う。

※順位内の県で応援できない場合、中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県が主たる応援縣市を調整し、定める。

※中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県が被災した場合、翌年度の中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県が代行する。なお、翌年度の中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県が調整できない場合、建制順の次席の県が担う。以下同じ。

(別表2)

## 連絡担当部局及び通信手段一覧表

県市名	担当部局 課室名	一般加入電話			行政電話	消防防災 電話 (FAX)	地域衛星電話 (FAX)	Eメール
		代表 (内線)	直通 (時間外)	FAX (時間外)				
富山	知事政策局 防災・危機管理課	〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号			-	16-3363 (16-2827)	0161113363 (0161112827)	abosaikikikanr i@pref.toyama. lg.jp
		076-431-4111 (内線 3363)	076-444-3187 (076-431-4111)	076-432-0657 (076-432-0657)				
石川	危機管理監室 危機対策課	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地			5295 2376	17-4290 (17-6897)	0171114290 (0171116743)	e170700@pref. ishikawa.lg.jp
		076-225-1111 (内線 4289)	076-225-1482 (076-225-1482)	076-225-1484 (076-225-1484)				
福井	安全環境部 危機対策・防災課	〒910-8580 福井市大手3丁目17-1			5495 2172	18-111 (18-112)	018111612172 (018111612189)	kikitaisaku@pr ef.fukui.lg.jp
		0776-21-1111 (内線 2171)	0776-20-0308 (0776-21-1111)	0776-22-7617 (0776-22-7617)				
長野	危機管理部 危機管理防災課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2			-	20-213 (20-241)	0202315225 (0202318741)	bosai@pref.nag ano.lg.jp
		026-232-0111 (内線 5208)	026-235-7184 (026-235-7184)	026-233-4332 (026-233-4332)				
岐阜	防災課	〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号			-	21-671 (21-679)	02140022746 (021400725)	c11115@pref. gifu.lg.jp
		058-272-1111 (内線 2746)	058-272-1125 (058-272-1034)	058-271-4119				
静岡	危機管理部 危機政策課	〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号			-	22-31 (22-26)	0227003731 (0227006250)	boukei@pref. shizuoka.lg.jp
		-	054-221-3731 (054-221-2072)	054-221-3252 (054-221-3252)				
愛知	防災局 災害対策課	〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2			-	23-1128 (23-1517)	0236002512 (0236001510)	saigaitaisaku@ pref.aichi. lg.jp
		052-961-2111 (内線 2512)	052-954-6193 (052-954-6844)	052-954-6912 (052-954-6995)				
三重	防災対策部 災害対策課	〒514-8570 津市広明町13番地			-	24-11 (24-11切替)	02410182189 (02410182199)	staisaku@pref. mie.lg.jp
		-	059-224-2189 (059-224-2189)	059-224-2199 (059-224-2199)				
滋賀	防災危機管理局	〒520-8577 大津市京町4-1-1			-	25-823 (25-850)	025100823 (025100850)	as00@pref.shig a.lg.jp
		077-528-3993 (内線 3432)	077-528-3432 (077-524-8516)	077-528-4994 (077-528-4994)				
名古屋	消防局 防災部 防災室	〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1			-	-	0237006111 (0237006070)	00saigaitaisak u@fd.city.nago ya.lg.jp
		052-961-1111 (内線 3522)	052-972-3522 (052-972-3534)	052-962-4030 (052-953-0119)				

※ 行政電話、消防防災電話、地域衛星電話については、はじめに識別番号を入力するか、又は、専用に電話機を使用するなど各県市市内で使用方法が異なるため、それぞれの県市で適切な対応ができるようにしておくこと。